

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月25日
【事業年度】	第47期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社 みちのく銀行
【英訳名】	THE MICHINOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 藤澤 貴之
【本店の所在の場所】	青森県青森市勝田一丁目3番1号
【電話番号】	(017)774局1111番(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 小笠原 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号 株式会社 みちのく銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)3661局8011番
【事務連絡者氏名】	執行役員東京事務所長 石橋 雅人
【縦覧に供する場所】	株式会社 みちのく銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
		(自2014年 4月1日 至2015年 3月31日)	(自2015年 4月1日 至2016年 3月31日)	(自2016年 4月1日 至2017年 3月31日)	(自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)
連結経常収益	百万円	40,103	50,639	47,929	44,856	42,111
連結経常利益	百万円	6,896	7,104	5,521	4,063	1,523
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	3,455	4,932	3,827	2,500	670
連結包括利益	百万円	6,099	1,026	2,943	1,803	2,819
連結純資産額	百万円	84,027	84,320	91,926	92,812	89,171
連結総資産額	百万円	2,124,393	2,061,147	2,139,427	2,123,795	2,115,746
1株当たり純資産額	円	444.57	443.26	4,075.48	4,120.58	3,896.49
1株当たり当期純利益	円	22.43	32.77	239.84	130.48	25.79
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	12.69	17.10	132.40	78.82	21.25
自己資本比率	%	3.9	4.1	4.3	4.3	4.2
連結自己資本利益率	%	4.3	5.9	4.4	2.7	0.7
連結株価収益率	倍	9	5	7	13	62
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	904	63,627	55,214	11,911	4,327
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	270,759	165,139	12,008	57,307	125,797
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,900	16,922	4,245	1,698	8,499
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	84,331	168,937	129,998	173,720	286,708
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,281 [976]	1,331 [934]	1,334 [911]	1,351 [866]	1,377 [813]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 2017年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
経常収益	百万円	39,614	41,724	38,934	35,404	32,211
経常利益	百万円	6,894	6,649	4,964	3,962	1,234
当期純利益	百万円	3,706	4,510	3,578	2,619	634
資本金	百万円	34,168	34,168	36,986	36,986	36,986
発行済株式総数	千株	普通株式 150,899 A種優先株式 40,000	普通株式 150,899 A種優先株式 40,000	普通株式 181,353 A種優先株式 40,000	普通株式 18,135 A種優先株式 4,000	普通株式 18,135 A種優先株式 4,000
純資産額	百万円	79,265	79,858	88,363	89,469	85,919
総資産額	百万円	2,118,766	2,051,771	2,134,314	2,118,788	2,112,634
預金残高	百万円	1,894,271	1,900,962	1,918,437	1,953,130	1,971,717
貸出金残高	百万円	1,329,622	1,403,529	1,484,341	1,526,974	1,537,721
有価証券残高	百万円	593,942	424,483	418,692	353,683	230,824
1株当たり純資産額	円	411.26	415.38	3,901.26	3,960.91	3,743.83
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 4.00 (0.00) A種優先株式 6.35 (0.00)	普通株式 4.00 (2.00) A種優先株式 6.17 (3.085)	普通株式 4.00 (2.00) A種優先株式 5.67 (2.835)	普通株式 22.00 (2.00) A種優先株式 29.645 (2.695)	普通株式 40.00 (20.00) A種優先株式 54.30 (27.15)
1株当たり当期純利益	円	24.18	29.81	223.29	137.25	23.74
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	13.60	15.64	123.81	82.55	20.11
自己資本比率	%	3.7	3.9	4.1	4.2	4.1
自己資本利益率	%	4.9	5.7	4.3	2.9	0.7
株価収益率	倍	8	5	8	12	67
配当性向	%	16.5	13.4	17.9	29.1	168.5
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,268 [965]	1,291 [921]	1,296 [896]	1,311 [848]	1,331 [797]
株主総利回り (比較指標: 配当込み TOPIX)	%	97.6 (130.6)	85.4 (116.5)	93.4 (133.6)	89.2 (154.8)	84.8 (147.0)
最高株価	円	234	220	230	1,949 (193)	1,869
最低株価	円	194	164	166	1,727 (180)	1,590

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第47期(2019年3月)中間配当についての取締役会決議は2018年11月9日に行いました。

3. 2017年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第45期(2017年3月)の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。また、配当性向については、第46期(2018年3月)の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。

4. 第46期(2018年3月)の普通株式の1株当たり配当額22.00円は、1株当たり中間配当額2.00円と1株当たり期末配当額20.00円の合計であります。2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、1株当たり中間配当額2.00円は株式併合前、1株当たり期末配当額20.00円は株式併合後の金額となります。

- 5．第46期（2018年3月）のA種優先株式の1株当たり配当額29.645円は、1株当たり中間配当額2.695円と1株当たり期末配当額26.950円の合計であります。2017年10月1日付でA種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、1株当たり中間配当額2.695円は株式併合前、1株当たり期末配当額26.950円は株式併合後の金額となります。
- 6．自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7．2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。株主総利回りについては、第42期（2014年3月）の期末に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。
- 8．最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 9．2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第46期（2018年3月）の株価については当該株式併合後の最高株価及び最低株価を記載し、（ ）内に当該株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2 【沿革】

1976年10月1日	株式会社青和銀行（資本金8億円）と株式会社弘前相互銀行（資本金20億円）が合併（合併比率1：1）し、株式会社みちのく銀行と商号変更
1978年9月18日	青森市に新本店落成
1986年4月1日	みちのく信用保証株式会社設立
1987年12月1日	東京証券取引所市場第二部に株式上場
1989年6月15日	担保附社債信託業務認可
1989年8月29日	第1回無担保転換社債100億円及びスイス・フラン建転換社債6千万スイス・フラン発行
1989年9月1日	東京証券取引所市場第一部に株式上場
1990年8月1日	みちのくエムシーカード株式会社設立
1990年8月1日	みちのくユーシーカード株式会社設立
1991年2月5日	株式会社みちのくオフィスサービス設立
1993年9月14日	海外現地法人「北日本財務（香港）有限公司」を設立
1996年4月26日	みちのくキャピタル株式会社設立
1996年6月18日	みち銀総合管理株式会社設立
1998年12月1日	証券投資信託の窓口販売業務開始
1999年2月15日	海外現地法人「株式会社みちのく銀行（モスクワ）」を設立
2001年4月2日	損害保険商品窓口販売の取扱開始
2002年10月1日	生命保険商品窓口販売の取扱開始
2003年7月21日	当行、肥後銀行（本店/熊本県）、山陰合同銀行（本店/島根県）の3行によるシステム共同化開始
2004年10月13日	上海駐在員事務所開設
2005年4月1日	みちのくユーシーカード株式会社がみちのくカード株式会社を吸収合併（新商号 みちのくカード株式会社）
2007年7月2日	証券仲介業務の取扱開始
2007年8月10日	優先出資証券発行のため特別目的会社Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedを設立
2008年1月21日	株式会社みちのく銀行（モスクワ）を株式会社みずほコーポレート銀行へ譲渡
2008年4月1日	がん保険・医療保険の取扱開始
2009年3月23日	北日本財務（香港）有限公司解散
2009年9月30日	金融機能強化法に基づく優先株200億円発行
2010年3月12日	みちのくキャピタル株式会社清算
2010年7月1日	株式会社みちのくサービスセンターを吸収合併
2010年12月2日	みち銀総合管理株式会社清算終了
2012年9月14日	株式会社みちのくオフィスサービス清算終了
2013年11月18日	共同利用型KeyMan稼働
2013年12月19日	新株予約権付社債（劣後特約付）70億円発行
2014年2月17日	Michinoku Preferred Capital Cayman Limited清算終了
2015年4月1日	みちのくりース株式会社を子会社化
2016年6月23日	監査等委員会設置会社へ移行
2017年1月24日	公募による新株式発行
2017年2月21日	みちのく地域活性化投資事業有限責任組合を設立
2018年6月18日	みちのく債権回収株式会社を設立

2019年3月末現在、本支店94（うち出張所2）、連結子会社4、非連結子会社1、海外駐在員事務所1

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社4社及び非連結子会社1社で構成され、預金業務、貸出金業務、為替業務、有価証券投資業務等の銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務、クレジットカード業務、債権回収業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(銀行業)

当行の本店のほか支店等においては、預金業務、貸出金業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っております。

(リース業)

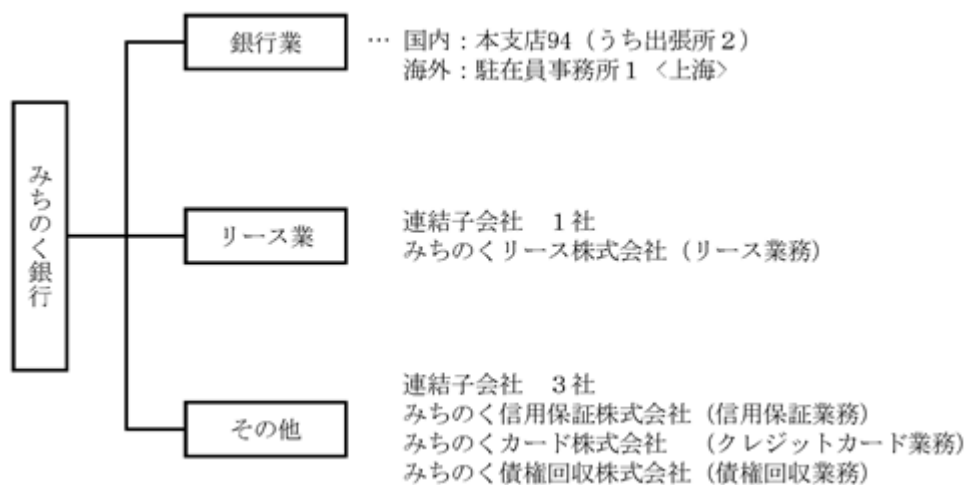
連結子会社であるみちのくリース株式会社においては、リース業務等を行っております。

(その他)

上記の他に、連結子会社であるみちのく信用保証株式会社においては信用保証業務を、みちのくカード株式会社においてはクレジットカード業務を、みちのく債権回収株式会社においては債権回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

企業集団の事業系統図



(注) 上記連結子会社4社のほか、持分法非適用の非連結子会社であります「みちのく地域活性化投資事業有限責任組合」があります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員 兼任等(人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
みちのくリース 株式会社	青森県 青森市	90	リース業	80.00	3 (0)	-	リース取引関係 金銭貸借関係 預金取引関係	当行より建物の一部を賃借	-
みちのく信用保証 株式会社	青森県 青森市	100	その他	100.00	4 (0)	-	当行住宅ローン等の保証 預金取引関係	-	-
みちのくカード 株式会社	青森県 青森市	30	その他	99.80	3 (0)	-	金銭貸借関係 預金取引関係	-	-
みちのく債権回収 株式会社	青森県 青森市	500	その他	100.00	3 (0)	-	預金取引関係	-	債権管理 回収業務

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 上記関係会社は、特定子会社に該当しません。

3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。

4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5. みちのくリース株式会社は、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の割合が連結経常収益の10%を超える連結子会社に該当しておりますが、当連結会計年度におけるリース業セグメントの経常収益に占める当該連結子会社の経常収益(セグメント間の内部経常収益または振替高を含む。)が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

- 6．当行は、2018年6月18日に、みちのく債権回収株式会社を設立し、同社を100%連結子会社といたしました。
- 7．2019年3月1日付および2019年3月29日付で、みちのくカード株式会社の株式を追加取得しております。
なお、2019年4月1日付の株式の追加取得により、当行が有する同社の議決権の所有割合は100%となりました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2019年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	1,331〔797〕	30〔5〕	16〔11〕	1,377〔813〕

- (注) 1．従業員数は、執行役員11人を含み、嘱託663人及び臨時従業員138人を含んでおりません。
2．嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,331〔797〕	40.4	15.8	5,775

- (注) 1．従業員数は、執行役員11人を含み、嘱託651人及び臨時従業員134人を含んでおりません。
2．当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3．嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5．当行の従業員組合は、みちのく銀行労働組合と称し、組合員数は1,022人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当行は、「地域の一員として存在感のある金融サービス業を目指しお客さまと地域社会の幸福と発展のためにつくします」との企業理念のもと、お客さまの満足度向上と地域経済への貢献に尽力してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当行は、2018年4月より第五次中期経営計画『Exciting Innovation』をスタートさせております。

第五次中期経営計画最終年度の2021年3月期における、目標とする経営指標は以下の6項目を掲げております。

経常利益	50億円以上
当期純利益	40億円以上
非金利収益比率（コア業務粗利益対比）	12%以上
OHR（コア業務粗利益対比）	75%程度
ROE	5%程度
自己資本比率（連結）	8%程度

(3) 中長期的な会社の経営戦略

第五次中期経営計画（2018年4月～2021年3月）は、3つのInnovation「コンサルティングクオリティの追及」「職員の幸福と活力向上の追及」「不断の改革推進による生産性向上の追及」を掲げ、今まで以上に地域に貢献してまいります。

「不断の改革推進による生産性向上の追及」を通じて、従来型業務の効率化を図り、「コンサルティング」業務に対して、大幅に人員を再配分いたします。また、外部の専門機関等へ職員を積極的に派遣することなどを通じて、「コンサルティングクオリティ」を追求してまいります。また、職員が仕事へのやりがいを多く感じられる職場づくり、多様な人材を活かしていくことや、チャレンジを後押しする風土の醸成を通じて、「職員の幸福と活力向上」を追求してまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当行が対処すべき課題は、「地域が抱える問題に対する解決策の創出」と捉えております。人口減少に起因する少子高齢化や経済規模の縮小という構造的な問題により、医療や介護が抱える課題、働き手不足や後継者不在、また、商取引における仕入先や販売先の減少などが顕在化しており、地域の人や企業が改善・解決を求めている様々な事象に対して、金融機関として最適解を提示することが求められております。

加えて、金融業界では、低金利環境の長期化に伴う収益低下やFinTech企業の台頭による競争激化、多様化する各種リスクに対する管理強化などの対処も必要となっております。

そのような経営環境を認識したうえで策定したのが、2018年度からスタートして2年目となっている第五次中期経営計画（2018年4月～2021年3月）であり、三つの主要戦略「コンサルティングクオリティの追求」、「職員の幸福と活力向上の追及」、「不断の改革推進による生産性向上の追及」では、事業を営むお客さまの利益向上に向けた提案や個人のお客さまの資産形成の支援、地域における健康に対する意識の向上やワークライフバランスの実現、そして当行の収益力強化などに向けた各種施策を掲げており、これらを着実に実践することで、地域の活性化を実現してまいります。

また、引き続き、コンプライアンスを経営の最重要課題として認識し、内部管理体制の一層の強化、コンプライアンスマインドの再徹底を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 信用リスク

当行の主要業務である貸出業務をはじめとする資金運用業務については、相手先の業況悪化等により元利金の回収が出来なくなる信用リスクが存在いたします。国内外の景気動向、融資先の経営状況、不動産価格の変動等その他予期せざる要因が発生した場合には、当行の不良債権及び与信費用が想定以上に増加し、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 市場リスク

当行では、貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っておりますが、これらについては、金利、価格、為替の変動にともなって損失が発生する市場リスクが存在いたします。今後、市場金利が大幅に変動した場合や株式市況全般が大幅に下落した場合には、保有している有価証券に減損及び評価損等が発生し、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

- (3) 流動性リスク
市場環境の変化や当行の信用状況が悪化した場合等には、必要な資金が確保できない、または、資金の確保にあたって通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる可能性があるほか、市場の混乱等により、市場において取引ができないことや通常より不利な価格での取引を余儀なくされることで損失を被る可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (4) 事務リスク
当行は、事務リスクの回避に向けて事務管理体制の強化に取り組んでおりますが、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (5) システムリスク
当行は、コンピュータシステムの安定稼働に最善を尽くし、障害発生防止に万全を期しておりますが、災害等によるものも含め、コンピュータシステムの停止または誤作動等によるシステム障害が発生した場合には、当行の業務遂行に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (6) 法務リスク
当行は、各種法令や行内規程等の遵守に関する適切な管理を基本方針と定め、健全な経営及び業務運営に努めておりますが、銀行経営及び業務運営全般における法令遵守が軽視された場合には、各種法令・規則等に基づく処分等を受けることになるほか、当行に対する訴訟等が提起された場合には、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (7) 情報漏洩リスク
当行は、顧客情報の管理について、万全を期しておりますが、これらの情報が漏洩、紛失等した場合には、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (8) 風評リスク
当行の信用が損なわれる風評が流布された場合には、評判が悪化することにより、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (9) 防災・防犯リスク
地震などの災害、犯罪といった非常事態の発生により、当行の業務遂行に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (10) 人的リスク
当行の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により、当行の業務遂行に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (11) 自己資本比率が悪化するリスク
当行は、自己資本比率について「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められる国内基準の4%以上を維持することが求められています。
当行の自己資本比率が上記の基準を下回った場合、金融庁長官から早期是正措置の対象として業務の一部停止等の命令を受けるおそれがあります。
- (12) 繰延税金資産に係るリスク
当行は、将来における課税所得の見積り等により繰延税金資産を計上しておりますが、見積りの前提となる将来課税所得等の変動により、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合には、当行の繰延税金資産が減額され、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。
- (13) 公的資金に伴うリスク
当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、公的資金による資本増強を行っており、これに伴い「経営強化計画」を金融庁に提出しております。
当行では、同計画の達成に向けて高い収益力と安定した経営基盤の確立に全力で取り組んでおりますが、公的資金を返済するまでの間に、その履行状況が不十分な場合には、当局より業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。
- (14) その他のリスク
外部格付機関により当行の格付けが引き下げられた場合のリスク、年金資産の運用利回り低下等による退職給付債務に係るリスク等により当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

（業績）

わが国の経済は、米国と中国の貿易摩擦に伴う中国を中心とした海外経済の減速を背景に停滞感が強まっているものの、人手不足を背景とした企業の合理化・省力化投資などの設備投資が増加基調にあるほか、雇用・所得環境の改善により個人消費も回復基調にあるなど、緩やかに回復が続いております。

当行の主要営業地域である青森県及び函館地区における地域経済においても、人手不足への対応に伴う設備投資が増加しているほか、雇用・所得環境の改善が緩やかに続くなか、個人消費も堅調に推移しております。函館地区の観光は、北海道胆振東部地震の影響を受けましたが、観光客数は徐々に回復しつつあります。青森県は、インバウンドを含めた観光や農林水産関係が好調を維持するなど、緩やかに回復しております。

このような環境のもと、当連結会計年度の経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金などの資金運用収益が減少したことから、前連結会計年度比27億45百万円減少して421億11百万円となりました。経常費用は、営業経費の減少などにより、前連結会計年度比2億5百万円減少して405億88百万円となりました。この結果、経常利益は前連結会計年度比25億40百万円減少して15億23百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比18億30百万円減少して6億70百万円となりました。

セグメントごとの業績を示すと次のとおりであります。

・銀行業

経常収益は前連結会計年度比31億93百万円減少し322億11百万円となり、セグメント利益は前連結会計年度比27億27百万円減少し12億34百万円となりました。

・リース業

経常収益は前連結会計年度比3億円増加し96億78百万円となり、セグメント利益は前連結会計年度比9百万円増加し3億88百万円となりました。

・その他

銀行業、リース業を除くその他の経常収益は前連結会計年度比32百万円増加し9億28百万円となり、セグメント利益は前連結会計年度比23百万円増加し2億15百万円となりました。

（主要勘定）

預金と譲渡性預金の合計の期末残高は、個人のお客さまの預金残高が増加したことなどにより、前連結会計年度末比57億円増加して1兆9,978億円となりました。

貸出金の期末残高は、個人ローンが増加したことなどにより、前連結会計年度末比82億円増加して1兆5,190億円となりました。

有価証券残高は、市場動向や投資環境を勘案し、適切なりスクコントロールを意識した運用を行った結果、国債の保有残高を減少させたことなどにより、前連結会計年度末比1,233億円減少して2,244億円となりました。

経営健全性の指標である自己資本比率（国内基準）は、連結で7.98%となりました。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加などにより43億27百万円の支出となりました。（前連結会計年度比75億83百万円の増加）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還による収入が有価証券の取得による支出を上回ったことなどにより1,257億97百万円の収入となりました。（前連結会計年度比684億90百万円の増加）

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付新株予約権付社債の償還などにより84億99百万円の支出となりました。（前連結会計年度比68億1百万円の減少）

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は前連結会計年度末比1,129億88百万円増加し、2,867億8百万円となりました。

(参考)

(国内・国際業務部門別収支)

当連結会計年度の資金運用収支は、22,485百万円、役務取引等収支は2,976百万円、その他業務収支は 1,518百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は21,998百万円、役務取引等収支は3,060百万円、その他業務収支は 1,522百万円となりました。また、「国際業務部門」の資金運用収支は698百万円、役務取引等収支は7百万円、その他業務収支は3百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	25,027	1,353	346	26,035
	当連結会計年度	21,998	698	211	22,485
うち資金運用収益	前連結会計年度	25,817	1,354	411	26,760
	当連結会計年度	22,651	699	277	23,073
うち資金調達費用	前連結会計年度	789	0	65	725
	当連結会計年度	652	1	65	587
役務取引等収支	前連結会計年度	2,992	5	23	2,975
	当連結会計年度	3,060	7	91	2,976
うち役務取引等収益	前連結会計年度	6,266	13	33	6,245
	当連結会計年度	6,447	13	98	6,361
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,273	7	10	3,270
	当連結会計年度	3,386	5	7	3,385
その他業務収支	前連結会計年度	3,213	11	-	3,201
	当連結会計年度	1,522	3	-	1,518
うちその他業務収益	前連結会計年度	972	11	-	984
	当連結会計年度	1,549	3	-	1,553
うちその他業務費用	前連結会計年度	4,186	-	-	4,186
	当連結会計年度	3,072	-	-	3,072

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3. 資金調達費用は金銭の信託見合費用(前連結会計年度7百万円、当連結会計年度5百万円)を控除して表示しております。

4. 相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(国内・国際業務部門別資金運用 / 調達 の状況)

当連結会計年度の資金運用勘定におきましては、平均残高は2,159,080百万円、資金運用利息は23,073百万円、資金運用利回りは1.06%となりました。うち、「国内業務部門」の平均残高は2,140,645百万円、資金運用利息は22,651百万円、資金運用利回りは1.05%となりました。また、「国際業務部門」の平均残高は50,849百万円、資金運用利息は699百万円、資金運用利回りは1.37%となりました。

当連結会計年度の資金調達勘定におきましては、平均残高は2,129,797百万円、資金調達利息は587百万円、資金調達利回りは0.02%となりました。このうち、「国内業務部門」の平均残高は2,105,786百万円、資金調達利息は652百万円、資金調達利回りは0.03%となりました。また、「国際業務部門」の平均残高は50,943百万円、資金調達利息は1百万円、資金調達利回りは0.00%となりました。

イ．国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,134,685	25,817	1.20
	当連結会計年度	2,140,645	22,651	1.05
うち貸出金	前連結会計年度	1,486,327	20,279	1.36
	当連結会計年度	1,528,931	19,797	1.29
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	-	-
	当連結会計年度	0	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	311,924	5,414	1.73
	当連結会計年度	295,925	2,725	0.92
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	116,877	0	0.00
	当連結会計年度	81,604	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	164,152	122	0.07
	当連結会計年度	179,105	122	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	2,096,553	789	0.03
	当連結会計年度	2,105,786	652	0.03
うち預金	前連結会計年度	1,945,312	690	0.03
	当連結会計年度	1,967,097	563	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	64,654	14	0.02
	当連結会計年度	55,998	10	0.01
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	657	0	0.00
	当連結会計年度	572	0	0.00
うち借入金	前連結会計年度	18,973	68	0.36
	当連結会計年度	20,233	68	0.34

(注) 1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2．資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度5百万円、当連結会計年度3百万円）を控除して表示しております。

3．国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

ロ．国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	51,238	1,354	2.64
	当連結会計年度	50,849	699	1.37
うち貸出金	前連結会計年度	2,623	38	1.48
	当連結会計年度	2,487	54	2.18
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	47,402	1,315	2.77
	当連結会計年度	47,132	644	1.36
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	51,347	0	0.00
	当連結会計年度	50,943	1	0.00
うち預金	前連結会計年度	1,483	2	0.19
	当連結会計年度	1,481	2	0.17
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	12	0	1.53
	当連結会計年度	6	0	2.61
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

（注）１．国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

２．資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度２百万円、当連結会計年度１百万円）を控除して表示しております。

八．合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（％）
		小計	相殺消去額 （ ）	合計	小計	相殺消去額 （ ）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,185,924	83,734	2,102,190	27,172	411	26,760	1.27
	当連結会計年度	2,191,494	32,413	2,159,080	23,350	277	23,073	1.06
うち貸出金	前連結会計年度	1,488,950	17,098	1,471,852	20,318	60	20,258	1.37
	当連結会計年度	1,531,419	18,500	1,512,918	19,851	61	19,789	1.30
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	-	0	-	-	-	0.00
	当連結会計年度	0	-	0	-	-	-	0.00
うち有価証券	前連結会計年度	359,327	5,897	353,429	6,729	350	6,378	1.80
	当連結会計年度	343,057	6,232	336,825	3,369	214	3,154	0.93
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	116,877	-	116,877	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	81,604	-	81,604	0	-	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	164,152	7,923	156,229	122	0	122	0.07
	当連結会計年度	179,105	7,681	171,424	122	0	122	0.07
資金調達勘定	前連結会計年度	2,147,900	78,106	2,069,794	790	65	725	0.03
	当連結会計年度	2,156,729	26,932	2,129,797	653	65	587	0.02
うち預金	前連結会計年度	1,946,795	3,991	1,942,804	693	0	692	0.03
	当連結会計年度	1,968,578	4,301	1,964,277	566	0	565	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	64,654	4,000	60,654	14	0	14	0.02
	当連結会計年度	55,998	4,000	51,998	10	0	10	0.01
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	669	-	669	0	-	0	0.02
	当連結会計年度	578	-	578	0	-	0	0.02
うち借入金	前連結会計年度	18,973	17,098	1,875	68	60	8	0.43
	当連結会計年度	20,233	18,500	1,733	68	61	7	0.42

（注）１．平均残高の相殺消去額は、連結親子会社間の債権・債務の相殺消去額及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借によるものであります。なお、有価証券については、投資と資本の相殺消去額も含めて記載しております。

２．資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度 7 百万円、当連結会計年度 5 百万円）を控除して表示しております。

３．利息の相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(国内・国際業務部門別役務取引の状況)

当連結会計年度の役務取引等収益は6,361百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は6,447百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は13百万円となりました。

当連結会計年度の役務取引等費用は3,385百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等費用は3,386百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は5百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	6,266	13	33	6,245
	当連結会計年度	6,447	13	98	6,361
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,778	-	-	1,778
	当連結会計年度	1,690	-	-	1,690
うち為替業務	前連結会計年度	1,541	12	0	1,553
	当連結会計年度	1,626	12	0	1,638
うち証券関連業務	前連結会計年度	51	-	-	51
	当連結会計年度	78	-	-	78
うち代理業務	前連結会計年度	791	-	-	791
	当連結会計年度	771	-	-	771
うち保護預り・貸金 庫業務	前連結会計年度	51	-	-	51
	当連結会計年度	48	-	-	48
うち保証業務	前連結会計年度	473	-	10	463
	当連結会計年度	446	-	6	439
役務取引等費用	前連結会計年度	3,273	7	10	3,270
	当連結会計年度	3,386	5	7	3,385
うち為替業務	前連結会計年度	325	7	-	333
	当連結会計年度	322	5	-	328

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3. 相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(国内・国際業務部門別預金残高の状況)

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,951,595	1,535	3,682	1,949,448
	当連結会計年度	1,970,299	1,417	4,549	1,967,168
うち流動性預金	前連結会計年度	1,116,890	-	382	1,116,508
	当連結会計年度	1,170,492	-	1,749	1,168,743
うち定期性預金	前連結会計年度	824,088	-	3,300	820,788
	当連結会計年度	789,202	-	2,800	786,402
うちその他	前連結会計年度	10,615	1,535	-	12,151
	当連結会計年度	10,604	1,417	-	12,022
譲渡性預金	前連結会計年度	46,607	-	4,000	42,607
	当連結会計年度	34,683	-	4,000	30,683
総合計	前連結会計年度	1,998,202	1,535	7,682	1,992,055
	当連結会計年度	2,004,983	1,417	8,549	1,997,852

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3. 相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

4. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

5. 定期性預金 = 定期預金

(国内・国際業務部門別貸出金残高の状況)

イ.業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,508,236	100.00	1,517,103	100.00
製造業	67,183	4.45	62,626	4.12
農業、林業	9,177	0.60	9,877	0.65
漁業	219	0.01	269	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	2,630	0.17	3,082	0.20
建設業	54,230	3.59	53,144	3.50
電気・ガス・熱供給・水道業	48,977	3.24	55,399	3.65
情報通信業	5,005	0.33	5,390	0.35
運輸業、郵便業	39,587	2.62	35,576	2.34
卸売業、小売業	114,298	7.57	111,977	7.38
金融業、保険業	47,754	3.16	41,644	2.74
不動産業、物品賃貸業	188,021	12.46	187,518	12.36
学術研究・専門・技術サービス業	5,092	0.33	6,821	0.44
宿泊業	6,800	0.45	5,462	0.36
飲食業	6,759	0.44	6,833	0.45
生活関連サービス業・娯楽業	10,782	0.71	10,718	0.70
教育・学習支援業	6,927	0.45	7,322	0.48
医療・福祉	96,271	6.38	97,654	6.43
その他のサービス	20,944	1.38	23,873	1.57
国・地方公共団体	258,083	17.11	234,784	15.47
その他	519,488	34.44	557,125	36.72
国際業務部門	2,551	100.00	1,953	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	2,551	100.00	1,953	100.00
合計	1,510,787	-	1,519,057	-

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

ロ. 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(国内・国際業務部門別有価証券の状況)

有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	238,394	-	-	238,394
	当連結会計年度	110,869	-	-	110,869
社債	前連結会計年度	21,496	-	-	21,496
	当連結会計年度	27,614	-	-	27,614
株式	前連結会計年度	19,884	-	5,897	13,986
	当連結会計年度	17,763	-	6,402	11,360
その他の証券	前連結会計年度	33,177	40,744	-	73,921
	当連結会計年度	31,011	43,579	-	74,591
合計	前連結会計年度	312,953	40,744	5,897	347,799
	当連結会計年度	187,259	43,579	6,402	224,436

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
4. 連結親子会社間の資本取引については、全て相殺消去しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては、標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

	2019年3月31日
1. 連結自己資本比率（2 / 3）	7.98%
2. 連結における自己資本の額	91,401百万円
3. リスク・アセットの額	1,145,017百万円
4. 連結総所要自己資本額	45,800百万円

単体自己資本比率（国内基準）

	2019年3月31日
1. 自己資本比率（2 / 3）	7.75%
2. 単体における自己資本の額	88,555百万円
3. リスク・アセットの額	1,142,368百万円
4. 単体総所要自己資本額	45,694百万円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2018年3月31日	2019年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	52	62
危険債権	138	153
要管理債権	9	8
正常債権	15,337	15,455

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

財政状態の分析

(預金等(譲渡性預金を含む))

預金に譲渡性預金を含めた総預金残高は、個人のお客さまの預金残高が増加したことなどにより、前連結会計年度末比57億円増加して1兆9,978億円となりました。

(貸出金)

貸出金残高は、住宅ローンを中心とした個人ローンの増強に取り組んだほか、当行の主要営業地域である青森県及び函館地区における中小企業等の資金需要に積極的にお応えした結果、前連結会計年度末比82億円増加して1兆5,190億円となりました。

なお、リスク管理債権残高は、不良債権発生の抑制や事業再生に向けたコンサルティング活動の継続により、前連結会計年度末比24億円増加して227億円となりました。

(有価証券)

有価証券残高は、市場動向や投資環境を勘案し、適切なリスクコントロールを意識した運用を行った結果、国債の保有残高を減少させたことなどにより、前連結会計年度末比1,233億円減少して2,244億円となりました。

(純資産の部)

その他有価証券評価差額金が減少し、前連結会計年度末比36億円減少して891億円となりました。

〔連結ベースの主要勘定の状況〕

	前連結会計年度 (億円)(A)	当連結会計年度 (億円)(B)	増減(億円) (B)-(A)
資産の部合計	21,237	21,157	80
うち 貸出金	15,107	15,190	82
うち 有価証券	3,477	2,244	1,233
負債の部合計	20,309	20,265	44
うち 総預金	19,920	19,978	57
純資産の部合計	928	891	36

〔連結ベースのリスク管理債権〕

	前連結会計年度 (億円)(A)	当連結会計年度 (億円)(B)	増減(億円) (B)-(A)
破綻先債権額	18	12	5
延滞債権額	174	206	32
3ヶ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	9	7	1
合計	202	227	24

(参考) 貸倒引当金	133	134	0
------------	-----	-----	---

〔連結ベースのその他有価証券評価差額〕

	前連結会計年度 (億円)(A)	当連結会計年度 (億円)(B)	増減(億円) (B)-(A)
その他有価証券	16	21	37
株式	28	10	17
債券	5	0	4
その他	6	31	24

経営成績の分析

(連結粗利益)

連結粗利益は、その他業務利益は増加しましたが、貸出金利息、有価証券利息配当金等の資金利益が減少し、前連結会計年度比18億64百万円減少して239億37百万円となりました。

(営業経費)

営業経費は、減価償却費の減少を主因に物件費が減少したことなどにより、前連結会計年度比3億85百万円減少して227億82百万円となりました。

(貸倒償却引当等費用)

貸倒償却引当等費用は、個別貸倒引当金繰入額の増加等により、前連結会計年度比7億59百万円増加して12億66百万円となりました。

(経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益)

上記に加え、株式等関係損益が前連結会計年度比1億71百万円増加し、その他損益が前連結会計年度比4億73百万円減少した結果、経常利益は前連結会計年度比25億40百万円減少して15億23百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比18億30百万円減少して6億70百万円となりました。

〔連結粗利益の状況〕

	前連結会計年度(A) (百万円)	当連結会計年度(B) (百万円)	増減(B)-(A) (百万円)
連結粗利益	25,802	23,937	1,864
資金利益	26,028	22,480	3,547
役務取引等利益	2,975	2,976	0
その他業務利益	3,201	1,518	1,682
営業経費	23,167	22,782	385
貸倒償却引当等費用	506	1,266	759
うち貸出金償却	7	5	2
うち個別貸倒引当金繰入額	495	1,266	1,761
うち一般貸倒引当金繰入額	942	64	1,006
うち債権売却損	57	6	51
うち偶発損失引当金繰入額	20	73	53
うち償却債権取立益	26	21	4
株式等関係損益	1,056	1,228	171
その他	879	405	473
経常利益	4,063	1,523	2,540
特別損益	335	160	175
税金等調整前当期純利益	3,727	1,362	2,365
法人税、住民税及び事業税	728	355	372
法人税等調整額	455	292	162
法人税等合計	1,183	648	534
当期純利益	2,544	713	1,830
非支配株主に帰属する当期純利益	43	43	0
親会社株主に帰属する当期純利益	2,500	670	1,830

(注) 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当行グループの中核事業である銀行業においては預金を資本の財源とし、その資本を貸出金や有価証券として運用しております。また、固定資産の取得等の資本的支出につきましては、自己資金で対応しております。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務、クレジットカード業務、債権回収業務などの金融サービスを提供しております。当行グループの事業は銀行業が大勢を占めており、当行グループの経営に影響を与える大きな要因の主なもの、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。

貸出金は、金利の変動リスクに晒されているとともに顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。こうした信用リスクを管理するため、特定の信用格付、業種等への与信集中を排除することに努めております。また、経営改善支援が必要なお客さまにつきましては、お客さまの経営改善に必要な対応を適時的確に行うことで、業況の悪化を未然に防止する態勢を構築しております。

有価証券投資につきましては、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。こうした状況下、当行のリスク許容度に鑑み、ダウンサイドリスクを抑制し、市場の方向性に過度に依存しないようにヘッジ手段を備えた運用を行っております。

流動性リスクにつきましては、当行全体の資金管理、円滑な資金繰り遂行、市場環境の監視等を行い、流動性リスクの顕在化の未然防止に努めております。

経営上の目標の達成状況について

当行は、2018年4月より第五次中期経営計画『Exciting Innovation』（2018年4月～2021年3月）をスタートさせました。計画最終年度の2021年3月期における、目標とする経営指標及び2019年3月期の実績は以下のとおりです。

	2021年3月期 計画	2019年3月期 実績
経常利益	50億円以上	12億円
当期純利益	40億円以上	6億円
非金利収益比率（コア業務粗利益対比）	12%以上	8.6%
OHR（コア業務粗利益対比）	75%程度	86.0%
ROE	5%程度	0.7%
自己資本比率（連結）	8%程度	7.9%

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行グループでは、多様化する顧客ニーズに応えるべく、サービス機能の向上や事務の合理化・効率化を目的としたシステム投資、営業店の統廃合による店舗の建替等を行いました。セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業においては、営業所の取得、建替、システム投資等を行った結果、当連結会計年度の重要な設備の新設等は1,395百万円となりました。リース業及びその他の業務においては、当連結会計年度中の重要な設備投資はありません。

なお、営業上重要な影響を及ぼすような設備の売却、滅失はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2019年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地	建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)	
						面積 (㎡)						帳簿価額 (百万円)
当行	-	本店 他76か店	青森県	銀行業	店舗	133,659.02 (25,048.37)	5,186	4,053	1,060	77	10,377	1,043
	-	函館営業部 他7か店	北海道	銀行業	店舗	15,408.53 (3,409.89)	989	949	182	4	2,126	141
	-	盛岡支店 他3か店	岩手県	銀行業	店舗	2,856.92 (766.00)	55	29	7	0	93	41
	-	大館支店 他2か店	秋田県	銀行業	店舗	2,432.57 (69.00)	89	14	15	-	119	25
	-	仙台支店	宮城県	銀行業	店舗	46.00 (46.00)	-	4	7	-	12	11
	-	東京支店	東京都	銀行業	店舗	- (-)	-	15	8	-	24	10
	-	上海事務所	海外	銀行業	事務所	- (-)	-	1	6	-	7	1
	-	事務 センター等	青森県 他	銀行業	事務所	6,407.74 (-)	735	381	190	-	1,307	59
	-	研修会館	青森県	銀行業	研修会館	10,634.82 (-)	164	355	29	-	549	-
	-	社宅・ 保養所等	青森県 他	銀行業	社宅・ 倉庫他	57,869.99 (1.50)	110	80	3	-	194	-
-	-	計	-	-	229,315.59 (29,340.76)	7,332	5,884	1,513	82	14,812	1,331	

(注) 1. 土地の面積欄の () 内は借地の面積 (うち書き) であり、その年間賃借料は建物も含め335百万円であります。

2. 動産は、事務機械1,046百万円、その他467百万円であります。

3. 当行の店舗外現金自動設備184か所、海外駐在員事務所1か所は上記に含めて記載しております。

4. 連結子会社には主要な設備がないため記載しておりません。

5. 上記の他、リース契約 (賃貸借処理) による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行	-	本店ほか	青森県ほか	銀行業	自動車等	-	216

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	七戸支店	青森県	新築	銀行業	店舗等	288	162	自己資金	2018年9月	2019年6月
当行	盛岡支店	岩手県	新築	銀行業	店舗等	120	-	自己資金	2019年6月	2020年1月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
A種優先株式	30,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,135,395	18,135,395	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定の ない当行における標準 となる株式 単元株式数100株
A種優先株式(注)1	4,000,000	4,000,000	非上場	(注)2、3、4
計	22,135,395	22,135,395	-	-

(注)1. A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるA種優先株式の特質は以下のとおりであります。

(1) A種優先株式には、当行の普通株式を対価とする取得請求権が付されております。なお、普通株式の価格が変動すると、取得と引換えに交付する普通株式の価額が修正されます。これにより、当行株式の価格が下落した場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準、修正の頻度及び取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限は、以下のとおりであります。

修正の基準：東京証券取引所の終値(5連続取引日平均)

修正の頻度：毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月1回

取得価額の下限：958円(提出日現在)

(3) A種優先株式は、当行が2019年10月1日以降一定の条件を満たす場合に、当行の取締役会が別に定める日の到来をもって法令上可能な範囲で、金銭を対価として全部または一部を取得することができる旨の取得条件が付されております。

3. 無議決権株式(単元株式数100株)であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。なお、A種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

4. A種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

2010年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 初年度A種優先配当金 ÷ A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当率決定日として算出する。）に0.95%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より2010年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）とする。

2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率

$$A種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.95\%$$

なお、2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先

中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

2017年4月1日から2024年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から(当日を含まない。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除く。)における終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)を「下限取得価額」という(ただし、下記による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受け

る権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下、本（ ）、下記（ ）および（ ）ならびに下記八．（ ）において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

() 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（ ）または本（ ）による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（ ）または本（ ）による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記（ ）による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記（ ）または本（ ）による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（ ）または本（ ）による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記（ ）による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記（ ）または本（ ）による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

() 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記（ ）または（ ）による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本（ ）による調整は行わない。

() 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ．()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．()の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．()および()の場合には0円、上記イ．()ないし()の場合には価額（ただし、()の場合には修正価額）とする。
- ニ．上記イ．()ないし()および上記ハ．()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ．上記イ．()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ．上記イ．()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本においては、上記(6)に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年11月30日(注)1	4	190,899	0	34,168	0	19,168
2017年1月24日(注)2	30,440	221,339	2,816	36,984	2,816	21,984
2017年1月31日(注)3	14	221,353	1	36,986	1	21,986
2017年10月1日(注)4	199,218	22,135	-	36,986	-	21,986

- (注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行済株式総数が4千株、資本金が500千円、資本準備金が500千円それぞれ増加しております。
2. 2017年1月24日を払込期日とする一般募集による増資により、発行済株式総数が30,440千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,816,308千円増加しております(発行価格193円、資本組入額92.52円)。
3. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行済株式総数が14千株、資本金が1,500千円、資本準備金が1,500千円それぞれ増加しております。
4. 2017年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について、10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。普通株式の発行済株式総数は163,218千株減少し、18,135千株となり、A種優先株式の発行済株式総数は36,000千株減少し、4,000千株となっております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	48	26	894	71	19	22,857	23,915	-
所有株式数 (単元)	-	64,032	5,170	30,362	14,869	20	65,604	180,057	129,695
所有株式数の 割合(%)	-	35.56	2.87	16.86	8.25	0.01	36.43	100.00	-

- (注) 自己株式139,775株は「個人その他」に1,397単元、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。なお、当該自己株式には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行(信託E口)が所有する当行株式417,100株は、含まれておりません。

A種優先株式

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	40,000	-	-	-	-	-	40,000	-
所有株式数の 割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	4,000	18.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,227	5.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	904	4.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	615	2.79
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	417	1.89
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	394	1.79
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	6300 BEE CAVE ROAD,BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	321	1.46
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	308	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	247	1.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	245	1.11
計	-	8,683	39.47

(注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 大株主は、2019年3月31日現在の株主名簿に基づくものであります。

4. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の所有株式417千株は、株式給付信託(BBT)の信託財産として所有する当行株式であります。なお、当該株式は、連結財務諸表および個別財務諸表においては、自己株式として処理しております。

5. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,227千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	904千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	615千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	247千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	245千株

6. 2019年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が2019年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等 保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	39	0.18
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	412	1.86
計	-	451	2.04

7. 2019年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社、アセットマネジメントOne株式会社が2019年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社みずほ銀行の所有株式を除き、当行として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等 保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	308	1.39
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	417	1.88
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	335	1.51
計	-	1,061	4.79

所有議決権数別

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,276	6.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,049	5.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,155	3.44
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	4,171	2.33
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,949	2.21
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY- JAPANESE SMALL COMPANY SERIES (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	6300 BEE CAVE ROAD, BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	3,212	1.79
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,086	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,479	1.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,455	1.37
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,304	1.28
計	-	49,136	27.50

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 4,000,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 139,700	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,866,000	178,660	同上(注)2
単元未満株式	普通株式 129,695	-	(注)3
発行済株式総数	22,135,395	-	-
総株主の議決権	-	178,660	-

- (注)1. A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
2. 「完全議決権株式(その他)」には、「株式給付信託(BBT)」制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当行株式が417千株(議決権4,171個)含まれております。なお、当該議決権の数4,171個は、議決権不行使となっております。
3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式75株が含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目3番1号	139,700	-	139,700	0.63
計	-	139,700	-	139,700	0.63

- (注) 株式給付信託(BBT)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当行株式417千株は、上記自己株式に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当行は、当行の社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除きます。)および執行役員(以下、あわせて「取締役等」といいます。)の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託(以下、「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

対象者に給付する予定の株式の総額

2016年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初対象期間に関して、社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。)分として448百万円、執行役員分として581百万円、合計1,029百万円を上限として、また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、対象期間ごとに、社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。)分として250百万円、執行役員分として350百万円、合計600百万円を上限として本信託に追加拠出することを決議しております。

なお、当行は本信託に対し2016年9月16日付で1,029百万円を拠出しております。

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
当行の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	2,622	4,515,707
当期間における取得自己株式	167	269,770

（注）当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 （単元未満株式の買増請求による売却）	52	166,868	-	-
保有自己株式数	139,775	-	139,942	-

（注）1．当期間における処理自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売却による株式は含まれておりません。

2．当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売却による株式は含めておりません。

3．当事業年度及び当期間の保有自己株式数には、株式給付信託（BBT）の信託財産として資産管理サービス信託銀行（信託E口）が所有する当行株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、永続的に財務体質の強化を図りつつ安定的な配当を継続していくことで、株主の皆さまへの利益還元を努めていくことを配当の基本方針としております。

また、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の普通株式の配当につきましては、1株あたり40円（うち中間配当20円）、A種優先株式につきましては、1株あたり54.30円（うち中間配当27.15円）といたしました。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たりの配当額（円）
2018年11月9日 取締役会決議	普通株式	359	20.00
	A種優先株式	108	27.15
2019年6月25日 定時株主総会決議	普通株式	359	20.00
	A種優先株式	108	27.15

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

経営環境の変化に的確に対応し、常に信頼される企業統治体制を構築していくことは、経営上の最重要課題であると認識しております。

当行が永続的に成長・発展していくためには、経営環境の変化に対応しながら経営効率の向上や経営の健全性の確保等が重要であり、そのためには継続的にガバナンス体制を強化、整備していく必要があるものと考えております。

また、ガバナンス体制を強化、整備するとともに、その方針が当行内部において浸透し、実践されるよう内部統制の強化を図っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

(取締役会)

取締役会は、取締役9名（監査等委員である取締役は4名）、うち社外取締役は5名で構成されております。原則として毎月1回定例の「取締役会」を開催するほか、必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、法令や定款で定められた事項や取締役会規程等に定められた経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。なお、当行は、定款において、取締役全員の同意により書面決議により決議できること、また、重要な業務執行の意思決定の一部を取締役に委任することができる旨を定めております。さらに、取締役会は、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から重要事項の一部を経営会議に委任しております。

[構成員の氏名] 高田邦洋（議長、取締役会長）、藤澤貴之、加藤政弘、熊谷清一（注）、鎌田由美子、小田中和彦、鶴海誠一、馬谷成人、西谷俊広

（注）熊谷清一は有価証券報告書提出日に退任し、新たに若槻哲太郎が就任しております。

(監査等委員会)

取締役会で議決権を持つ監査等委員4名（常勤監査等委員2名、非常勤監査等委員2名）のうち社外監査等委員を3名とし、法令や定款、監査等委員会規程等に従い、取締役の職務の執行を監査・監督しております。また、2017年10月には、当行の内部監査部署である監査部を監査等委員会の直属の部署とし、両者が当行の監査機能を一体として担うこととしたほか、会計監査人からの定期的な活動報告の聴取や常勤監査等委員による経営会議および各種委員会等重要会議への出席などにより、その活動の実効性向上に努めております。なお、2019年4月1日付の本部組織の一部改定に伴い「監査等委員会室」の機能は、監査等委員会の直属の部署である監査部に統合されております。

[構成員の氏名] 馬谷成人（委員長、取締役監査等委員（社外取締役））、小田中和彦、鶴海誠一、西谷俊広

(経営会議)

取締役会から委任を受けた事項やその他経営全般に係る事項（会社法の定める取締役会専決事項を除き、経営会議規程等に定められた事項）について協議・決議する「経営会議」を設置しております。週2回の定例開催および必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。構成員は、代表取締役および本部在籍の役付執行役員であります。なお、構成員以外の常勤取締役（監査等委員を含む）は、経営会議に出席し、意見を述べるができることとしております。

[構成員の氏名] 藤澤貴之（議長、取締役頭取）、加藤政弘、稲庭勉、須藤慎治、奥崎栄一

(指名・報酬検討会議)

議長をはじめ過半数が社外で構成される「指名・報酬検討会議」を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員の選解任および報酬について協議を行うことで、取締役等の指名・報酬に関する客観性および透明性を確保するよう努めております。

なお、構成員は、取締役会議長、頭取、独立社外取締役1名以上、監査等委員会委員長とし、外部有識者を委員に加えることができることとしております。

[構成員の氏名] 多胡秀人（議長、外部有識者）、高田邦洋、藤澤貴之、熊谷清一（注）、馬谷成人

（注）熊谷清一が有価証券報告書提出日に取締役を退任したことに伴い、新たに西谷俊広が構成員となっております。

ロ．当該体制を採用する理由

当行は、取締役会議決権を持つ監査等委員である取締役による取締役の職務執行に対する監査・監督機能の強化、重要な業務執行の決定の取締役への委任による業務執行の機動性の向上等、コーポレート・ガバナンス体制の強化、持続的な経営基盤の確立による更なる企業価値の向上を図るべく、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。また、議論活性化に向け取締役会は少人数体制とし、取締役会における社外取

- とする「収益・ALM委員会」及び、経営管理部担当役員を委員長とする「オペレーショナルリスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
- c 当行のリスクマネジメント部は、当行の各担当部が所管する各種リスクを統括して管理し、常時モニタリングを行うとともにその結果について取締役会へ報告する。
- D 当行の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 当行の取締役会は、中長期の経営計画として、原則3カ年の事業年度を対象とした「中期経営計画」を策定するほか、単年度毎の「経営計画」を策定し、当行の全役職員に周知徹底する。
- b 当行の取締役は、「取締役会規程」に基づき、自己の職務の執行の状況を取締役会へ報告する。
- c 当行は、「業務分掌規程」及び「業務決裁規程」等を制定し、各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。
- E 当行グループ（当行及び子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）における財務報告の信頼性及び業務の適正を確保するための体制
- a 当行グループは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全行レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。
- b 子会社の経営管理を強化するため、当行の経営企画部が子会社を統括し、各子会社に置く当行の業務所管部とともに毎月定例会議を開催するなどの連携を図る。また、「子会社管理規程」を制定し、経営上の重要事項について当行への事前承認又は報告を義務付ける。
- c 子会社の損失危険等を管理するため「子会社管理規程」を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図る。
- d 半期毎に当行及び子会社の経営陣による「子会社経営会議」を開催し、当行グループとしての経営方針等を協議し、子会社はかかる協議の結果を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会並びに各取締役及び各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。
- e 子会社にも「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を具備させ、そのコンプライアンスマインドの維持・向上及び適正な業務執行の確保を図るように適切に対処する。また、当行の監査部は定期的に子会社の内部監査を行う。
- F 当行の監査体制に関する事項
- a 当行は、内部監査を職務とする監査部を置く。監査部は監査等委員会の直属とし、監査等委員会と監査部は当行の監査機能を一体として担う。
- b 当行は、監査等委員会の職務を補助するために、監査部に専属の補助使用人を配置するほか、監査部長（役員が兼務する場合を含む）を補助使用人兼務とする。専属の補助使用人の配置及び監査部長の選任にあたっては、キャリア等を十分に考慮し、適任者を配置・選任する。
- c 専属補助使用人及び監査部長の人事に関する事項については、監査等委員会との意見交換を実施の上、監査等委員会の同意を得て決定するものとする。
- d 専属補助使用人に対する業務遂行上の指揮命令権は、監査等委員会に専属するものとし、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令を受けないものとする。
- e 監査部の監査結果等については、監査部が第一次的に監査等委員会へ、その後頭取へ報告した後、監査等委員会が取締役会へ報告する。また、監査部に対しては、監査等委員会・取締役会のほか、頭取も必要に応じて指揮命令ができることとし、これらの指揮命令が齟齬を来す場合は、監査等委員会・取締役会、頭取の順に優先されるものとする。
- G 当行グループの全役職員が当行の監査等委員会に報告するための体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制
- a 当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、当行グループの内部統制システムの構築・整備状況について監査等委員会に報告を行う。また、当行は、監査等委員に当行の経営会議等の主要会議に出席する機会を確保するほか、監査等委員がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。
- b 当行の役職員は、「業務決裁手続」に基づき、主要な業務決定事項について当行の監査等委員会に報告するものとする。
- c 当行グループの役職員は、「内部通報制度規程」に基づき、当行の内部通報窓口（監査等委員を含む）に対して法令違反の事実、及び違反の疑いがあると考えられる事実等を通報することができ、その内容は、監査等委員が出席し意見を述べる事ができるコンプライアンス委員会に報告されるものとする。
- d 当行は、「内部通報制度規程」において、通報した者が正当な通報をしたことによっいかなる不利益も受けないことを規定するとともに、その旨を当行グループにおいて周知徹底する。
- H 当行の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下、本項において同じ。）について生ずる費用等に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員がその職務の執行上必要と認める費用について、監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」に基づき、予め計上した予算を確保する。また、監査等委員の職務の執行において緊急又は臨時に支出した費用の請求があった場合も、当行においてその費用を負担する。

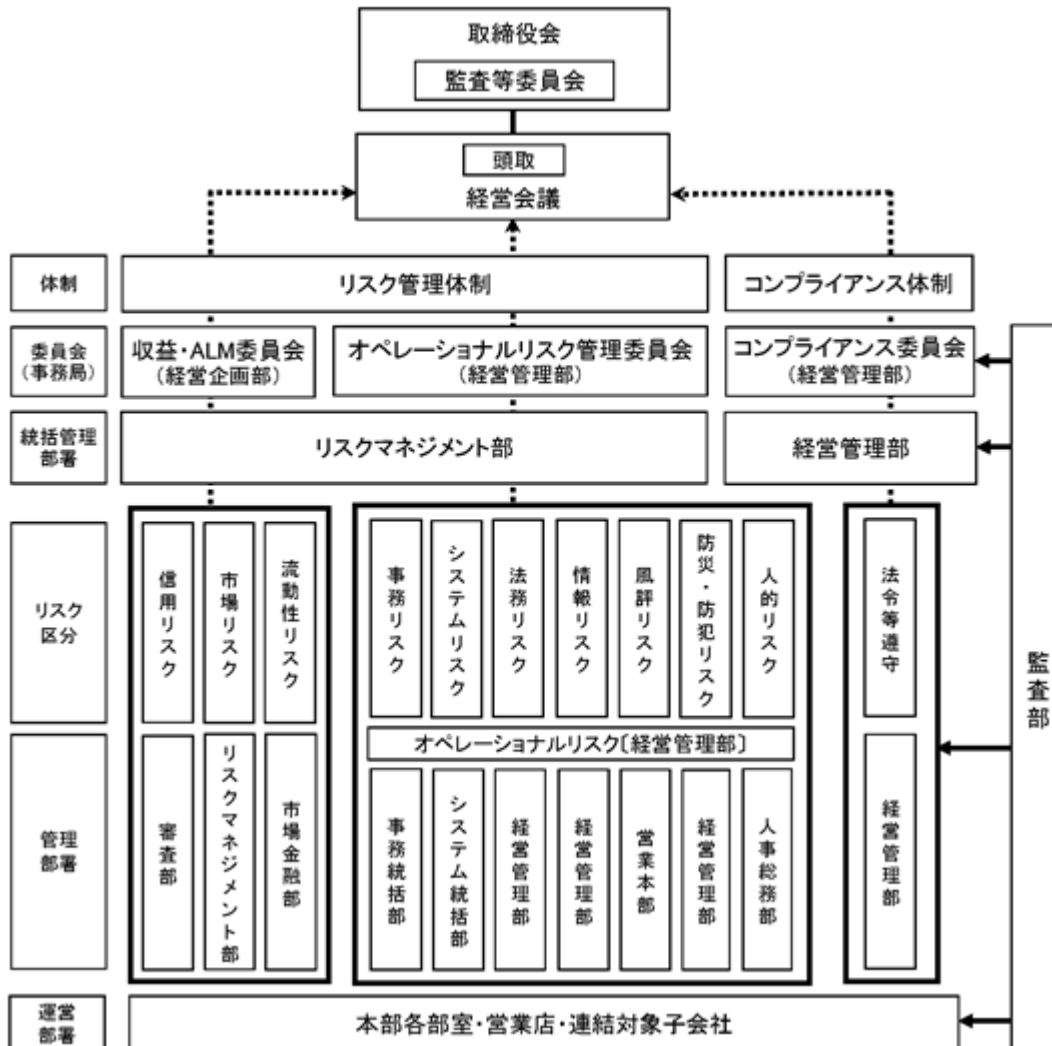
I その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換し、監査の実効性確保に努める。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

金融機関の直面するリスクはますます複雑化してきております。このような環境下において、各種リスクの的確な把握と適正なコントロールが重要な経営課題であると認識しております。このため、2019年4月にリスク管理の統括部署として「リスクマネジメント部」を新設し、信用リスク、市場リスク等マネジメント管理体制を見直し、リスクとなりうる情報を前広に察知・分析する機能を強化しています。コンプライアンスリスクに関しては、「経営管理部」を設置し、「コンプライアンス規程」等の規程を整備するなどして、全役職員への周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理体制の向上を図っております。また、年度ごとに策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理しているほか、リスク特性に応じて、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、「収益」「リスク」「資本」のバランスを図るためのリスクマネジメントについて協議する場として「収益・ALM委員会」を設置し、さらにオペレーショナルリスクについてはリスク改善策等を組織横断的に協議・検討を行う場として「オペレーショナルリスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行っております。

(法令等遵守・リスク管理体制)



八．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況につきましては、「イ E」に記載しております。

二．責任限定契約の内容の概要

当行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査等委員である取締役との間で、同法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

ホ．取締役の定数

当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨、定款に定めております。

ハ．取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票に依らない旨、定款に定めております。

ト．株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項とその理由

・市場取引等による自己株式の取得

当行は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

・株主との合意による自己株式の取得

当行は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第459条第1項第1号に規定される株主との合意による自己の株式の取得については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に定めております。

・中間配当

当行は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

チ．種類株式の議決権及び内容

当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく株式会社整理回収機構を第三者割当先とするA種優先株式200億円を発行しております。A種優先株式は、中小企業等への安定的かつ円滑な資金提供をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資することを目的としております。

A種優先株式は法令等の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。A種優先株式に関しては、下記の事項につき株主総会決議事項を取締役会にて決議できる旨定款に定めております。

- ・配当金支払に関する事項
- ・普通株式を対価とする取得請求権の取得請求期間に関する事項
- ・優先株主に対する残余財産の分配に関する事項
- ・金銭を対価とする取得に関する事項
- ・普通株式を対価とする取得に関する事項

A種優先株式の詳細な内容については、「第4 提出会社の状況 1．株式等の状況 (1) 株式等の総数等 発行済株式」に記載しております。

リ．株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	高田 邦洋	1957年5月 18日生	1981年4月 当行入行 1999年4月 小柳支店長 2002年6月 堅田支店長 2005年12月 経営企画部長 2006年3月 執行役員経営企画部長 2006年6月 取締役兼執行役員経営企画部長 2007年4月 取締役兼執行役員 2008年3月 取締役兼常務執行役員 2012年6月 代表取締役副頭取兼執行役員 2013年6月 代表取締役頭取兼執行役員 2018年6月 取締役会長(現職)	2019年6月 から1年	普通株式 2
取締役頭取 兼執行役員 代表取締役	藤澤 貴之	1966年8月 26日生	1990年4月 当行入行 2006年10月 経営企画部副部長 2007年4月 経営企画部長 2010年4月 古川支店長 2012年4月 人事部長 2015年4月 執行役員営業本部長兼営業戦略部長 2016年6月 常務執行役員営業本部長兼営業戦略部長 2017年4月 専務執行役員営業本部長 2018年6月 代表取締役頭取兼執行役員(現職)	2019年6月 から1年	普通株式 1
取締役副頭取 兼執行役員 代表取締役	加藤 政弘	1953年11月 22日生	1972年3月 株式会社弘前相互銀行入行 1997年4月 当行八戸支店副支店長 1998年6月 ききょう支店長 2001年4月 国道支店長 2003年6月 八戸駅前支店長 2005年7月 営業統括部長 2006年3月 執行役員八戸支店長 2009年4月 常務執行役員 2012年6月 取締役兼常務執行役員 2013年6月 取締役兼専務執行役員 2016年6月 代表取締役副頭取兼執行役員(現職)	2019年6月 から1年	普通株式 0
取締役 (社外) (非常勤)	鎌田 由美子	1966年2月 23日生	1989年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 2005年6月 株式会社JR東日本ステーションリテイリング 代表取締役社長 2008年11月 東日本旅客鉄道株式会社事業創造本部長 (地域活性化・子育て支援事業) 2013年5月 同社研究開発センターフロンティアサービス 研究所副所長 2015年1月 同社退社 2015年2月 カルビー株式会社上級執行役員 2015年2月 株式会社ルミネ非常勤取締役(現職) 2015年3月 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外取締役 2015年6月 当行取締役(社外・非常勤)(現職) 2018年12月 株式会社ONE・GLOCAL代表取締役(現職)	2019年6月 から1年	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (社外) (非常勤)	若槻 哲太郎	1974年10月 22日生	2000年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 2000年4月 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 入所 2004年4月 村田・若槻法律事務所設立 代表パートナー(現職) 2008年4月 法政大学法科大学院兼任講師 2010年4月 法政大学法科大学院兼任教授 2012年12月 株式会社ドゥ・ハウス社外監査役 2014年3月 株式会社TPC社外監査役(現職) 2014年6月 SBIライフリビング株式会社社外監査役 2015年3月 株式会社大塚商会社外監査役(現職) 2015年6月 SBIマネープラザ株式会社社外監査役 2019年6月 当行取締役(社外・非常勤)(現職)	2019年6月 から1年	-
取締役 (監査等委員)	小田中 和彦	1959年2月 25日生	1981年4月 当行入行 2005年6月 国際部長 2007年7月 市場国際管理部長 2009年4月 東京支店長兼経営企画部東京事務所長 2012年4月 秘書室長 2013年4月 執行役員青森支店長 2015年4月 当行顧問 2015年6月 常勤監査役 2016年6月 取締役(監査等委員)(現職)	2018年6月 から2年	普通株式 5
取締役 (監査等委員) (社外)	鶴海 誠一	1962年3月 20日生	1984年4月 日本銀行入行 1997年5月 同行営業局調査役 1997年7月 同行人事局調査役 2001年3月 同行考査局調査役 2002年7月 同行考査局考査課長 2003年12月 同行政策委員会室政策広報課長 2004年7月 同行政策委員会室参事役 2007年5月 同行青森支店長 2010年6月 同行調査統計局参事役 2011年2月 同行政策委員会室審議役 2014年4月 同行総務人事局審議役 2016年5月 同行情報サービス局長 2018年6月 当行取締役(監査等委員)(社外)(現職)	2018年6月 から2年	-
取締役 (監査等委員) (社外) (非常勤)	馬谷 成人	1950年1月 15日生	1972年4月 株式会社富士銀行入行 2001年6月 同行執行役員本店審査役 2002年4月 みずほ証券株式会社常務執行役員 2003年6月 日本酸素株式会社(現大陽日酸株)常勤監査役 2004年10月 大陽日酸株式会社業務本部海外事業統括部長 2005年6月 同社執行役員 2007年6月 同社常務執行役員 2009年6月 同社常勤監査役 2013年6月 当行監査役 2013年6月 株式会社クレハ社外取締役 2016年6月 当行取締役(監査等委員)(社外・非常勤)(現職)	2018年6月 から2年	-
取締役 (監査等委員) (社外) (非常勤)	西谷 俊広	1968年10月 18日生	1997年10月 監査法人トーマツ入所 1999年6月 国際協力銀行入行 2001年11月 西谷俊広公認会計士事務所開業 2001年11月 有限会社西谷コンピュータ会計事務所入社 2002年4月 西谷俊広税理士事務所開業 2006年3月 有限会社西谷コンピュータ会計事務所取締役 2012年7月 同社代表取締役(現職) 2016年6月 当行取締役(監査等委員)(社外・非常勤)(現職)	2018年6月 から2年	-
計					10

(注) 1. 取締役鎌田由美子、若槻哲太郎、鶴海誠一、馬谷成人及び西谷俊広は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当行は、業務執行と監督の分離による迅速な意思決定を目的として執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。

氏名	地位	担当
稲庭 勉	専務執行役員	審査部(注)1、市場金融部担当
須藤 慎治	専務執行役員	経営企画部、人事総務部担当(注)1
奥崎 栄一	常務執行役員	経営管理部、リスクマネジメント部(注)1、事務統括部、システム統括部担当
浅利 健一	常務執行役員	青森地区本部長(注)2、青森ブロック担当
福土 勝彦	常務執行役員	弘前地区本部長(注)2、弘前ブロック、五所川原ブロック、秋田ブロック担当
大川 英幸	執行役員	営業本部長
高橋 耕	執行役員	監査部長
工藤 隆紀	執行役員	八戸地区本部長(注)2、八戸ブロック、上十三ブロック、下北ブロック、岩手ブロック担当
早野 博之	執行役員	函館地区本部長兼函館営業部長(注)2、函館ブロック担当
石橋 雅人	執行役員	東京支店長兼経営企画部東京事務所長

(注)1. 2019年4月1日より、本部組織の統廃合を通じた生産効率向上と業務イノベーション分野への人員創出、コンサルティング営業体制の更なる強化、コンプライアンスリスク、信用リスク、市場リスク等のマネジメント管理体制を見直し、強化することを目的に本部組織を一部改定しております。

上記に伴い、「国際業務部」を廃止し、同部所管業務の海外ビジネスサポート業務は「地域創生部」が海外ビジネス支援室として所管しております。「与信企画部」を廃止し、同部所管業務の融資権限規程類及び融資事務、自己査定検証の機能を「審査部」に移管しております。「総務部」は一部業務を他部へ移管の上、「人事部」が吸収し、名称を「人事総務部」としております。当行のあらゆるリスクを統括・管理する部室として、「リスクマネジメント部」を新設しております。

2. 2019年4月1日より、地域に一層密着した営業活動を行い、お客さまのニーズや課題に迅速に対応して地域社会の成長・発展に貢献していくため、青森・弘前・八戸・函館の各地区に地区本部長を配置しております。
3. 専務執行役員 福井荘一氏及び執行役員 古川博章氏は2019年3月31日をもって退任しております。

社外役員の状況

当行は、社外取締役5名を選任しており、うち3名は監査等委員である取締役であります。社外取締役と当行との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他において特別の利害関係はありません。

なお、各社外取締役と当行との取引関係等は下記のとおりであります。

氏名	役職	提出会社との取引関係等
熊谷 清一	社外取締役 (非常勤)	同氏および同氏が代表を務める弁護士法人あおば総合法律事務所ならびに同氏が社外監査役を務める株式会社デーリー東北新聞社と当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。また、同氏が社外監査役を務めるトヨタカローラ八戸株式会社と当行の間には、融資等の取引があります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
鎌田 由美子	社外取締役 (非常勤)	同氏と当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
鶴海 誠一	社外取締役 (監査等委員)	同氏と当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
馬谷 成人	社外取締役 (監査等委員) (非常勤)	同氏と当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
西谷 俊広	社外取締役 (監査等委員) (非常勤)	同氏と当行の間では預金、貸出金の取引があります。また、同氏が代表を務める有限会社西谷コンピュータ会計事務所と当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

社外取締役 熊谷清一は有価証券報告書提出日に退任し、新たに社外取締役 若槻哲太郎が就任しております。若槻哲太郎と提出会社との取引関係等は以下の通りであります。

氏名	役職	提出会社との取引関係等
若槻 哲太郎	社外取締役 (非常勤)	同氏と当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。また、同氏が社外監査役を務める株式会社大塚商会と当行の間にはオフィス用品等の売買取引があります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

監査等委員でない社外取締役については、法務等の専門分野での実務経験、首都圏経済界での企業経営経験等に基づき、取締役会に出席して独立の立場から当行の経営に関して必要な発言を適宜行ってまいります。

監査等委員である社外取締役については、金融実務経験、会計等の専門分野、および会社経営に関する実務経験等に基づき、取締役会に出席して業務執行状況をモニタリングするほか、内部監査部門の監査結果報告等に対して、必要な発言を適宜行ってまいります。

また、社外取締役鎌田由美子、若槻哲太郎、馬谷成人、西谷俊広、鶴海誠一の5氏については、株式会社東京証券取引所へ独立役員として届出を行っております。

なお、当行は社外取締役の当行からの独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

[独立社外取締役の独立性判断基準]

独立役員は、金融商品取引所の定める独立性の要件を踏まえた上で、現在または最近において、原則、以下の独立性基準を満たす者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者ではないこと
- (2) 当行の主要な取引先、またはその業務執行者ではないこと
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
- (4) 当行の主要株主、またはその業務執行者ではないこと
- (5) 当行から一定額を超える寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者ではないこと
- (6) 次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者(二親等内の親族)ではないこと
 - A. 前記(1)~(5)に該当する者

B. 当行および子会社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人
(各種定義)

- ・「最近」...社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点より起算して1年以内
- ・「主要な取引先」...直近事業年度における年間連結総売上高(当行の場合は年間連結経常収益)の2%以上
- ・「多額の金銭その他の財産」...過去3年間の平均で年間1,000万円以上
- ・「主要株主」...議決権所有割合10%以上の株主
- ・「一定額を超える寄付」...過去3年間の平均で年間1,000万円または当該先の年間費用の30%のいずれか大きい額
- ・「重要でない者」...「重要な者」としては、会社の役員・部長クラスの者

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当行は、監査等委員会設置会社の形態をとり、取締役9名のうち社外取締役が過半の5名を占める体制とし、幅広い見地からの提言や牽制を強化・徹底しております。なお、社外取締役5名全員を独立役員として東京証券取引所に届出しております。さらにこうした体制面の変更に加えて、取締役会の運営方法についても変更し、審議時間の創出、重要議案への時間の重点配分、社外取締役への事前情報提供の徹底などに取り組んでおります。

監査等委員会は取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、取締役及び執行役員の職務の執行を監視・監督しております。さらに、常勤監査等委員は経営会議、各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど、適切な監査のための権限行使を行っております。加えて、担当役員以上の決裁稟議書を常勤監査等委員へ回付することとし、執行役員の執行状況を日常的に監視・検証できる体制の整備に努めております。

当行は、内部監査を職務とする監査部を置き、監査部は監査等委員会の直属とし、監査等委員会と監査部は当行の監査機能を一体として担っております。

会計監査人に対しては、正確な経営情報を提供して公正な立場から監査が実施される環境を整備しているほか、監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合をもち、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見及び情報の交換を行っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員監査の状況

当行は監査等委員に、当行、日本銀行、都市銀行などにおける豊富な金融実務経験、会計等の専門分野、および会社経営に関する実務経験を有する人材を選任しており、監査等委員は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査等委員会は各年度毎の監査方針・監査計画に基づき、業務執行状況の監査を行うほか、財務報告に係る内部統制のレベル向上のための意見交換を定期的に行っております。会計監査人に対しては、正確な経営情報を提供して公正な立場から厳正な監査が実施される環境を整備しており、会計監査人より定期的に監査結果の報告を受けることとしております。

内部監査の状況

当行の内部監査は、監査部(2019年3月末現在18名)が本部、営業店及び連結対象子会社等の業務を対象として行う臨店監査、ならびに自己査定及び償却・引当結果を検証する自己査定監査で構成されており、内部監査結果については監査等委員会及び頭取、更には取締役会に報告されております。内部監査の堅確性・適切性を維持していくため、監査部につきましては、被監査部署に対して十分な牽制機能が働くよう独立性を確保した体制とするとともに適正なスタッフを配置しております。

なお、2017年10月より執行と監督の役割の明確化、監査部の独立性の向上を図るべく、監査部を監査等委員会直属とし、監査等委員会と監査部は当行の監査機能を一体として担っております。

会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ. 業務を執行した公認会計士

大村 真敏

窪寺 信

ハ. 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、会計士試験合格者等3名、その他8名であります。

二．監査法人の選定方針と理由

当行は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査等委員会が決定することとしております。

また、会計監査人を再任する場合においても監査等委員会においてその旨を決議することとしております。

当行の監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を設定して会計監査人の専門性及び独立性を評価し、当行の会計監査人としての適格性を助案のうえ株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、EY新日本有限責任監査法人に対する監査結果を踏まえ、当行の経営環境等を踏まえた監査計画に基づいて十分な監査を適切に行っていると認められることから、当事業年度の会計監査人として再任することが相当と判断いたしました。

ホ．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当行の監査等委員及び監査等委員会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（公益社団法人日本監査役協会 平成29年10月13日）を評価の基準とし、監査法人に対して評価を行っております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	70	-	70	3
連結子会社	4	-	5	-
計	74	-	75	3

(注) 当連結会計年度における非監査業務の内容は、「基礎的内部格付手法(FIRB)導入に関する助言業務」であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク(EYグループ)に対する報酬(イ.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	0	-	5
連結子会社	-	-	-	-
計	-	0	-	5

(注) 1．前連結会計年度の当行における非監査業務の内容は、「FATCA対応に係る支援業務」及び「税務相談業務」であります。

2．当連結会計年度の当行における非監査業務の内容は、「CRS及びFATCA対応に係る支援業務」及び「税務相談業務」であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度及び当連結会計年度とも該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容を助案し、監査等委員会の同意のもと適切に決定しております。

ホ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人による監査方針、監査体制、監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、相当であるものと判断し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行の役員報酬は、現金給与である役員報酬と、監査等委員を除く取締役（社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬（以下、両報酬を合わせて「役員報酬等」という。）により構成されております。

役員報酬等については、株主総会で決議された総額の範囲内において、「指名・報酬検討会議」の協議のうえ取締役会で決議される「役員報酬等規程」「役員株式給付規程」（以下、両規程を合わせて「規程」という。）に定めており、その内容は下記のとおりであります。

イ．業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

現金給与である役員報酬は、定額の業績連動報酬以外の報酬である取締役報酬及び職位報酬と、定額を100%として上下一定割合の増減率を乗じて算出される業績連動報酬で構成されております。その支給割合は、予め「指名・報酬検討会議」の協議のうえ取締役会で決議される規程に定められております。

業績連動型株式報酬は、業績連動率を乗じた後の現金給与である役員報酬に職位等により一定の割合を乗じて算定されること及び当行業績に応じて株価が変動する当行株式で給付されることから、全額が業績連動報酬となっております。

ロ．業績連動報酬に関する指標及び目標

業績連動報酬に関する指標は、前事業年度におけるコア業務純益及び当期純利益の実績金額を組み合わせた業績マトリックスであり、当該事業年度における経営計画に基づき一定額を目標として決定しております。

なお、2019年5月開催の取締役会にて上記の業績マトリックスを改定し、2020年度支給分より、本業利益（貸出金利息 - 預金利息 + 役務収益 - 経費）と当期純利益の実績金額を組み合わせた業績マトリックスを業績連動報酬に関する指標及び目標とすることを決議しております。

ハ．2018年度における業績連動報酬に関する実績

現金給与である役員報酬については、上記の業績マトリックスの乗率が負の値となったため、定額の業績連動報酬以外の報酬を定額の100%から減じて支給しております。

従って、現金給与には業績連動報酬に該当する報酬は含まれておりません。

業績連動型株式報酬は、全額30百万円が業績連動報酬であります。

二．当該指標を選択した理由

現金給与である役員報酬は、当該指標が、業績連動報酬の対象となる取締役の業務執行の成果である銀行全体の業績を表しているため、選択しております。

業績連動型株式報酬は、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、選択しております。

ホ．業績連動報酬の額の決定方法

現金給与である役員報酬のうち業績連動報酬は、前事業年度におけるコア業務純益及び当期純利益の実績金額を組み合わせた業績マトリックスをもとに、取締役会で決定します。

業績連動型株式報酬は、業績連動率を乗じた後の現金給与である役員報酬に職位等により一定の割合を乗じて算定され、取締役会で決定します。

ヘ．取締役の役職ごとの報酬の額の決定方針

代表取締役（頭取及び副頭取）の報酬の額は、現金給与である役員報酬（定額報酬である業績連動報酬以外の報酬及び業績連動報酬）並びに業績連動型株式報酬により構成されております。

監査等委員を除く取締役（社外取締役を除く。）の報酬の額は、現金給与である役員報酬（定額報酬である業績連動報酬以外の報酬）及び業績連動型株式報酬により構成されております。

他の取締役の報酬の額は、現金給与である役員報酬（定額報酬である業績連動報酬以外の報酬）であります。

ト．役員の報酬等の額又はその算定方法に関する決定方針の決定権限を有する者の氏名又は名称及びその権限の内容及び裁量の範囲

役員報酬等の額は予め定められた規程等に基づき、「指名・報酬検討会議」で協議のうえ、取締役会が決定しております。

チ．役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する委員会等及びその委員会等における手続の概要及び活動内容

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する委員会等として、取締役会長、取締役頭取、社外取締役等（社外有識者を委員に加えることができる。）で構成される「指名・報酬検討会議」を設置しております。2018年度において「指名・報酬検討会議」を3回開催し、取締役選解任や役員報酬等に関する協議を実施しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額			
			固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	その他
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	4	101	71	30	-	-
監査等委員（社外取締役を除く）	1	19	19	-	-	-
社外役員	6	44	44	-	-	-

（注）1．報酬等の総額が1億円以上である役員は存在しないため、役員ごとの報酬等の総額等を記載しておりません。

2．株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。

（1）取締役の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、取締役（監査等委員である取締役を除く、8名以内分）は年額145百万円（うち社外取締役分は20百万円）、取締役（監査等委員）は年額60百万円（6名以内分）であります。

（2）上記報酬限度額のほか、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く）（以下「対象取締役」という。）に対して、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することが2016年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、5事業年度分の対象取締役分の株式の取得資金として448百万円（5事業年度）を拠出してあります。

3．役員の使用人としての報酬はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

投資株式の保有にあたっては、株式市場の相場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用し、適切なリスクの範囲内で利益を得ることを目的とする純投資目的の投資株式と、純投資目的以外の目的で当行（グループ）と保有先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働でのビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当行（グループ）の中長期的な企業価値向上に資することを目的として保有する株式投資を分別して管理しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、当行（グループ）と保有先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働でのビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当行（グループ）の中長期的な企業価値向上に資する場合に保有しております。

取締役会は、保有の意義や、保有に伴うリスクとリターン、資本コストを踏まえた中長期的な経済合理性等を定期的に検証し、保有の可否を判断しております。

保有の適切性・合理性が認められない場合には、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ、売却に向けた対応を行い、縮減を図っております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	36	8,853
非上場株式	74	2,502

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	3	2	イ．記載の保有方針に該当したことから新たに出資しました。

(注) 「-」は株式数が増加した銘柄がないことを示しております。株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が変動した銘柄は含んでおりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	4	1,523
非上場株式	2	72

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が変動した銘柄は含んでおりません。

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ヒューリック株式会 社	3,131,100	3,131,100	同社との銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	3,400	3,635		
東日本旅客鉄道株式 会社	100,000	100,000	銀行取引のみならず、同社グループとの「JR地産品ショップ「のもの」への取引先商品の紹介や行員の研修派遣など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無
	1,068	986		
芙蓉総合リース株式 会社	110,300	110,300	当行子会社「みちのくリース」の業務運営に関する提携先である他、取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	604	790		
SOMPOホール ディングス株式会社	93,933	93,933	同社グループとの「保険商品の窓口販売」、「天候デリバティブの取引媒介」、「海外進出企業のビジネス支援の提携」など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注2)
	384	402		
安田倉庫株式会社	300,000	300,000	同社との銀行取引の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	276	304		
電源開発株式会社	100,000	100,000	当行の営業地域である大間地区において原子力発電施設を計画中の事業会社であり、同社との銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無
	269	268		
株式会社サンデー	133,100	133,100	当行の主要営業地域である八戸市に本社を置くホームセンターチェーンで、従業員取引も含めた総合的な銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	212	237		
MS & ADインシュ アランスグループ ホールディングス株 式会社	59,631	72,031	同社グループとの「保険商品の窓口販売」など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注3)
	200	241		
株式会社第四北越 フィナンシャルグ ループ	59,719	119,438	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注4)
	186	277		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社富山銀行	50,200	50,200	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	163	192		
株式会社アルバック	50,000	50,000	同社グループのアルバック東北㈱は当行の主要営業地域である八戸市の誘致企業で同社の東北における真空装置の生産拠点であり、同社グループとの銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	160	298		
株式会社大垣共立銀行	63,400	63,400	「地方からの贈り物」プロジェクト、上海での商談会共催など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	145	169		
株式会社東邦銀行	491,000	491,000	「地方からの贈り物」プロジェクト、「北海道・東北・北陸ビジネスマッチング(6次産業化商談会)」の協力など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	145	199		
東北化学薬品株式会社	46,000	46,000	当行の主要営業地域である弘前市に本社を置く化学工業薬品等の専門商社であり、従業員取引も含めた総合的な銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	133	156		
株式会社九州フィナンシャルグループ	294,000	294,000	同社グループの肥後銀行との基幹(勘定)系システム、サブシステム、営業店事務の共通化・事務革新に基づく営業店システムの更改など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無
	132	154		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	750,300	750,300	同社グループとの経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注5)
	128	143		
株式会社ジャックス	69,351	69,351	当行の主要営業地域である函館市を発祥とする信販会社大手であり、銀行取引のみならず、ATMキャッシングサービスの提携など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載していませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	123	161		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社山形銀行	61,000	61,000	「北海道・東北・北陸ビジネスマッチング(6次産業化商談会)」の協力など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	120	143		
株式会社千葉興行銀行	358,030	358,030	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	107	164		
株式会社武蔵野銀行	48,300	48,300	「地方からの贈り物」プロジェクトなど同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	106	162		
株式会社四国銀行	99,400	99,400	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	103	148		
DCMホールディングス株式会社	90,000	90,000	同社グループのDCMサンワ(株)は当行の主要営業基盤である青森市に本社を置くホームセンターチェーンで、従業員取引も含めた総合的な取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注6)
	92	97		
株式会社清水銀行	46,300	46,300	上海での商談会共催など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	84	137		
株式会社テーオーホールディングス	132,500	132,500	当行の主要営業地域である函館市に本社を置く道南地区におけるリーディングカンパニーであり、銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	82	100		
株式会社アークス	33,740	33,740	同社グループの(株)ユニバースは当行の主要営業地域である八戸市に本社を置くスーパーマーケットチェーンであり、従業員取引も含めた総合的な銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	82	86		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社山陰合同銀行	100,000	100,000	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	79	94		
フィデアホールディングス株式会社	527,000	527,000	A T M手数料無料化の提携、債権流動化に係る特別目的会社の共同設立、6次産業化ファンド「とうほくのみらい応援ファンド」の組成など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注7)
	69	102		
株式会社東北銀行	50,000	50,000	A T M手数料無料化の提携、債権流動化に係る特別目的会社の共同設立、6次産業化ファンド「とうほくのみらい応援ファンド」の組成など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	52	71		
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ	23,838	23,838	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注8)
	37	60		
株式会社大和証券グループ本社	60,119	60,119	同社グループとの証券業務取引や投融資に係る情報提供など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	32	40		
カメイ株式会社	17,260	17,260	仙台市に本社を置く東北最大の商社であり、銀行取引関係の維持・強化に加え、商流等に関する情報交換などの協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	20	25		
野村ホールディングス株式会社	50,261	50,261	同社グループとの証券業務取引や投融資に係る情報提供など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	20	30		
セコム株式会社	1,000	25,000	銀行取引のみならず、セキュリティ対策等に関する顧客紹介業務の提携、店舗・A T Mに関する各種契約など、同社との総合的な取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	9	198		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
沖電気工業株式会社	5,000	5,000	A T Mを含めた取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	6	7		
中道リース株式会社	12,000	12,000	当行の営業地域である札幌市に本社を置くリース会社であり、銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	5	6		
東京海上ホールディングス株式会社	1,000	196,032	同社グループとの「保険商品の窓販」、「天候デリバティブの取引媒介」、「海外進出企業のビジネス支援の提携」など協力関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2019年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	無(注9)
	5	928		
株式会社 T T K	-	287,000	仙台市に本社を置き、当行の本店所在地である青森市にも支店を有する情報通信設備等の事業会社であり、同社グループとの銀行取引関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載しておりませんが、2018年1月に「イ」記載の方法で検証しました。	有
	-	178		

(注) 1. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。ヒューリック株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、芙蓉総合リース株式会社、S O M P Oホールディングス株式会社を除く銘柄については、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。全36銘柄(前事業年度は全37銘柄)について記載しております。

2. S O M P Oホールディングス株式会社は当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社は当行株式を保有しております。

3. M S & A Dインシュアランスグループホールディングス株式会社は当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は当行株式を保有しております。

4. 株式会社第四北越フィナンシャルグループは当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社北越北越銀行は当行株式を保有しております。

なお、当事業年度の株式数の減少は、株式会社第四銀行と株式会社北越銀行が株式移転による共同持株会社を設立したことに伴うものであります。(株式の移転比率は株式会社北越銀行の普通株式1株に対し、株式会社第四北越フィナンシャルグループの普通株式0.5株)

5. 株式会社みずほフィナンシャルグループは当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社みずほ銀行及びみずほ証券株式会社は当行株式を保有しております。

6. D C Mホールディングス株式会社は当行株式を保有しておりませんが、同社子会社であるD C Mサンワ株式会社は当行株式を保有しております。

7. フィデアホールディングス株式会社は当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行は当行株式を保有しております。

8. 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループは当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社きらぼし銀行は当行株式を保有しております。

9. 東京海上ホールディングス株式会社は当行株式を保有しておりませんが、同社子会社である日新火災海上保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社は当行株式を保有しております。

(みなし保有株式)

前事業年度及び当事業年度とも該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
前事業年度及び当事業年度とも該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、下記のとおりであります。
 - (1) 当行は公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。会計基準等の内容を理解し適正な財務報告を行うため、外部研修への参加・行内研修を継続的に行っております。
 - (2) 行内の規程手続・内部統制を構築し、適正な財務報告を行う態勢を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
現金預け金	178,688	296,079
買入金銭債権	2,669	2,738
金銭の信託	20,131	16,820
有価証券	1, 7, 13 347,799	1, 7, 13 224,436
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,510,787	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,519,057
外国為替	1,483	1,187
リース債権及びリース投資資産	14,987	16,536
その他資産	7 26,122	7 20,357
有形固定資産	10, 11 16,300	10, 11 15,602
建物	5,944	5,905
土地	9 7,233	9 7,100
建設仮勘定	4	162
その他の有形固定資産	3,118	2,433
無形固定資産	2,378	2,295
ソフトウェア	1,805	1,920
のれん	91	45
その他の無形固定資産	481	329
退職給付に係る資産	1,463	1,534
繰延税金資産	3,511	3,670
支払承諾見返	10,829	8,869
貸倒引当金	13,359	13,440
資産の部合計	2,123,795	2,115,746
負債の部		
預金	7 1,949,448	7 1,967,168
譲渡性預金	42,607	30,683
借入金	1,725	1,900
外国為替	1	6
新株予約権付社債	12 6,996	-
その他負債	11,641	10,359
賞与引当金	1,036	981
退職給付に係る負債	4,891	4,962
役員株式給付引当金	508	412
睡眠預金払戻損失引当金	654	576
偶発損失引当金	187	210
利息返還損失引当金	18	7
再評価に係る繰延税金負債	9 436	9 435
支払承諾	10,829	8,869
負債の部合計	2,030,983	2,026,575

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部		
資本金	36,986	36,986
資本剰余金	31,589	31,589
利益剰余金	23,368	23,087
自己株式	1,426	1,290
株主資本合計	90,517	90,373
その他有価証券評価差額金	1,279	2,104
土地再評価差額金	9121	9135
退職給付に係る調整累計額	347	198
その他の包括利益累計額合計	1,748	1,770
非支配株主持分	546	568
純資産の部合計	92,812	89,171
負債及び純資産の部合計	2,123,795	2,115,746

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
経常収益	44,856	42,111
資金運用収益	26,760	23,073
貸出金利息	20,258	19,789
有価証券利息配当金	6,378	3,154
コールローン利息及び買入手形利息	0	0
預け金利息	122	122
その他の受入利息	0	6
役務取引等収益	6,245	6,361
その他業務収益	984	1,553
その他経常収益	10,865	11,123
償却債権取立益	26	21
その他の経常収益	10,839	11,101
経常費用	40,793	40,588
資金調達費用	732	592
預金利息	692	565
譲渡性預金利息	14	10
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
債券貸借取引支払利息	7	7
借入金利息	8	7
その他の支払利息	9	2
役務取引等費用	3,270	3,385
その他業務費用	4,186	3,072
営業経費	1 23,167	1 22,782
その他経常費用	9,436	10,755
貸倒引当金繰入額	447	1,202
その他の経常費用	2 8,989	2 9,553
経常利益	4,063	1,523
特別利益	1	-
固定資産処分益	1	-
特別損失	337	160
固定資産処分損	88	139
減損損失	3 248	3 20
税金等調整前当期純利益	3,727	1,362
法人税、住民税及び事業税	728	355
法人税等調整額	455	292
法人税等合計	1,183	648
当期純利益	2,544	713
非支配株主に帰属する当期純利益	43	43
親会社株主に帰属する当期純利益	2,500	670

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	2,544	713
その他の包括利益	1 740	1 3,533
その他有価証券評価差額金	606	3,384
退職給付に係る調整額	133	148
包括利益	1,803	2,819
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,760	2,862
非支配株主に係る包括利益	43	43

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,986	31,589	21,819	1,462	88,932
当期変動額					
剰余金の配当			941		941
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,500		2,500
自己株式の取得				6	6
自己株式の処分		0		42	42
土地再評価差額金の取崩			10		10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	1,548	35	1,584
当期末残高	36,986	31,589	23,368	1,426	90,517

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,886	110	481	2,478	515	91,926
当期変動額						
剰余金の配当						941
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,500
自己株式の取得						6
自己株式の処分						42
土地再評価差額金の取崩		10		10		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	606		133	740	30	709
当期変動額合計	606	10	133	729	30	885
当期末残高	1,279	121	347	1,748	546	92,812

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,986	31,589	23,368	1,426	90,517
当期変動額					
剰余金の配当			936		936
親会社株主に帰属する 当期純利益			670		670
自己株式の取得				4	4
自己株式の処分		0		140	140
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		0			0
土地再評価差額金の取崩			14		14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	280	136	143
当期末残高	36,986	31,589	23,087	1,290	90,373

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,279	121	347	1,748	546	92,812
当期変動額						
剰余金の配当						936
親会社株主に帰属する 当期純利益						670
自己株式の取得						4
自己株式の処分						140
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動						0
土地再評価差額金の取崩		14		14		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,384		148	3,533	22	3,510
当期変動額合計	3,384	14	148	3,519	22	3,640
当期末残高	2,104	135	198	1,770	568	89,171

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,727	1,362
減価償却費	2,118	1,941
減損損失	248	20
のれん償却額	45	45
貸倒引当金の増減()	290	81
賞与引当金の増減額(は減少)	17	54
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	381	255
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	132	41
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	34	96
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	13	77
偶発損失引当金の増減()	17	23
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	6	11
資金運用収益	26,760	23,073
資金調達費用	732	592
有価証券関係損益()	2,309	1,249
金銭の信託の運用損益(は運用益)	145	170
為替差損益(は益)	24	18
固定資産処分損益(は益)	86	139
貸出金の純増()減	41,928	8,270
預金の純増減()	35,501	17,720
譲渡性預金の純増減()	105	11,923
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	300	175
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	3,697	4,403
コールローン等の純増()減	100	68
外国為替(資産)の純増()減	291	296
外国為替(負債)の純増減()	457	5
リース債権及びリース投資資産の純増()減	287	978
資金運用による収入	22,803	21,623
資金調達による支出	670	744
その他	5,278	230
小計	12,494	4,717
法人税等の還付額	716	767
法人税等の支払額	133	378
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,911	4,327
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	643,440	407,760
有価証券の売却による収入	696,367	526,420
有価証券の償還による収入	8,216	5,680
金銭の信託の増加による支出	2,105	21
金銭の信託の減少による収入	6	3,002
有形固定資産の取得による支出	1,143	825
無形固定資産の取得による支出	630	831
有形固定資産の売却による収入	35	132
投資活動によるキャッシュ・フロー	57,307	125,797

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	-	6,996
配当金の支払額	941	936
非支配株主への配当金の支払額	12	16
自己株式の取得による支出	6	4
自己株式の売却による収入	42	140
リース債務の返済による支出	779	682
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,698	8,499
現金及び現金同等物に係る換算差額	24	18
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	43,721	112,988
現金及び現金同等物の期首残高	129,998	173,720
現金及び現金同等物の期末残高	173,720	286,708

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

会社名

みちのくリース株式会社

みちのく信用保証株式会社

みちのくカード株式会社

みちのく債権回収株式会社

みちのく債権回収株式会社は、新規設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社 1社

会社名

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

(2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：2年～50年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年～8年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2010年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、2011年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における2010年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は1,180百万円（前連結会計年度末は1,297百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への当行株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り必要と認められる額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り必要と認められる額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 平成30年2月16日）に基づき、原則として繰延ヘッジを適用しております。

なお、当連結会計年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はありません。

(15) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

(16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(18) 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託（BBT）に係る取引)

当行は、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度985百万円、486千株、当連結会計年度845百万円、417千株であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
出資金	58百万円	96百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
破綻先債権額	1,880百万円	1,294百万円
延滞債権額	17,446百万円	20,664百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
貸出条件緩和債権額	905百万円	772百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
合計額	20,231百万円	22,731百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	2,631百万円	2,252百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	30,237百万円	30,237百万円
その他資産	31百万円	31百万円
計	30,268百万円	30,268百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,167百万円	1,304百万円
----	----------	----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
有価証券	2,000百万円	2,000百万円
その他資産	7,500百万円	7,000百万円
また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
保証金	299百万円	315百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
融資未実行残高	294,741百万円	350,981百万円
うち原契約期間が1年以内のもの(又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの)	283,436百万円	340,642百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	2,231百万円	2,203百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
減価償却累計額	20,231百万円	19,929百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
圧縮記帳額	2,472百万円	2,472百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(-百万円)	(-百万円)

12. 新株予約権付社債は劣後特約付新株予約権付社債であります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
劣後特約付新株予約権付社債	6,996百万円	- 百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	14,479百万円	20,023百万円

(連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給与・手当	11,637百万円	11,704百万円
減価償却費	2,050百万円	1,941百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
貸出金償却	7百万円	5百万円
株式等償却	1百万円	139百万円

3. 減損損失

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額248百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
青森県内	営業用店舗	土地・建物等	130
	遊休資産	土地	14
青森県外	営業用店舗	土地・建物等	104
合計			248

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額20百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
青森県内	営業用店舗	建物等	3
青森県外	営業用店舗	土地・建物等	17
合計			20

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,845百万円	2,830百万円
組替調整額	1,111百万円	942百万円
税効果調整前	733百万円	3,772百万円
税効果額	126百万円	388百万円
その他有価証券評価差額金	606百万円	3,384百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	172百万円	93百万円
組替調整額	365百万円	307百万円
税効果調整前	193百万円	214百万円
税効果額	59百万円	65百万円
退職給付に係る調整額	133百万円	148百万円
その他の包括利益合計	740百万円	3,533百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	181,353	-	163,218	18,135	(注) 1、2
A種優先株式	40,000	-	36,000	4,000	(注) 1、3
合計	221,353	-	199,218	22,135	
自己株式					
普通株式	6,409	8	5,794	623	(注) 1、4、5
A種優先株式	-	-	-	-	
合計	6,409	8	5,794	623	

(注) 1. 2017年10月1日付けで普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。

2. 普通株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

株式併合による減少 163,218千株

3. A種優先株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

株式併合による減少 36,000千株

4. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する株式486千株が含まれております。

5. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加 6千株

株式併合に伴う1株未満の調整による増加 2千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

株式給付信託(BBT)からの給付による減少 208千株

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

株式併合による減少 5,586千株

(うち、株式給付信託(BBT)保有分 4,378千株)

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	360	2.00	2017年3月31日	2017年6月29日
	A種優先株式	113	2.835	2017年3月31日	2017年6月29日
2017年11月9日 取締役会	普通株式	360	2.00	2017年9月30日	2017年12月11日
	A種優先株式	107	2.695	2017年9月30日	2017年12月11日

- (注) 1. 2017年6月28日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2017年3月31日基準日:5,073千株)に対する配当金10百万円が含まれております。
2. 2017年11月9日取締役会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2017年9月30日基準日:4,865千株)に対する配当金9百万円が含まれております。
3. 2017年11月9日取締役会決議に基づく「1株当たり配当額」は、基準日が2017年9月30日であるため、2017年10月1日付の株式併合を加味しておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	359	その他 利益剰余金	20.00	2018年3月31日	2018年6月28日
	A種優先株式	107	その他 利益剰余金	26.950	2018年3月31日	2018年6月28日

- (注) 1. 2018年6月27日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2018年3月31日基準日:486千株)に対する配当金9百万円が含まれております。
2. 2017年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,135	-	-	18,135	
A種優先株式	4,000	-	-	4,000	
合計	22,135	-	-	22,135	
自己株式					
普通株式	623	2	69	556	(注) 1、2
A種優先株式	-	-	-	-	
合計	623	2	69	556	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する株式417千株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|-----|
| 単元未満株式の買受による増加 | 2千株 |
|----------------|-----|
- 普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|------|
| 株式給付信託(BBT)からの給付による減少 | 69千株 |
| 単元未満株式の買増請求による減少 | 0千株 |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	359	20.00	2018年3月31日	2018年6月28日
	A種優先株式	107	26.95	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	359	20.00	2018年9月30日	2018年12月10日
	A種優先株式	108	27.15	2018年9月30日	2018年12月10日

(注) 1. 2018年6月27日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2018年3月31日基準日:486千株)に対する配当金9百万円が含まれております。

2. 2018年11月9日取締役会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2018年9月30日基準日:417千株)に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	359	その他 利益剰余金	20.00	2019年3月31日	2019年6月26日
	A種優先株式	108	その他 利益剰余金	27.15	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 2019年6月25日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2019年3月31日基準日:417千株)に対する配当金8百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金預け金勘定	178,688百万円	296,079百万円
その他	4,967百万円	9,371百万円
現金及び現金同等物	173,720百万円	286,708百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

事業用動産であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース債権及びリース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
リース料債権部分	14,254	15,785
見積残存価額部分	1,906	2,012
受取利息相当額	1,173	1,261
合計	14,987	16,536

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
	リース債権	リース投資資産	リース債権	リース投資資産
1年以内	632	3,765	745	4,064
1年超2年以内	616	2,945	628	3,288
2年超3年以内	499	2,204	530	2,510
3年超4年以内	406	1,423	300	1,780
4年超5年以内	174	718	124	1,054
5年超	134	734	106	650
合計	2,463	11,791	2,435	13,349

(注) 上記(1)及び(2)は転リース取引に係る金額を含めて記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	61	39
1年超	41	46
合計	102	85

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務、クレジットカード業務、債権回収業務などの金融サービスを提供しております。

当行では、預金業務及び貸出業務並びに有価証券投資業務等を営んでおり、市場環境の変動により時価の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。当行では、経営環境・経済環境の変化や期間ミスマッチ等から金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(以下「ALM」という。)を行っております。

また、このようなALMの一環として、デリバティブ取引も行っております。

なお、当行の連結子会社においては、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っている子会社や銀行業務を行っている子会社はございません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として地公体・法人向けの一般貸出金及び個人ローンであります。貸出金は、金利の変動リスクに晒されているとともに顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っており、トレーディング、純投資、政策投資の目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、市場の混乱など一定の環境の下で取引が困難になり損失を被る流動性リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は主として国内の法人及び個人からの預金であります。預金は金利変動リスク(市場リスク)に晒されております。

社債及び借入金、コールマネーについては、金利・市場価格の変動リスク(市場リスク)に晒されているほか、当行の信用状況が悪化した場合、必要な資金が確保できない、または、資金の確保に当たって著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

有価証券等のリスクコントロール及び外貨資産・負債に係る為替の変動リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引については、金利・為替・市場価格の変動リスク(市場リスク)及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

「融資の基本理念(クレジット・ポリシー)」及び「信用リスク管理規程」に従い、年度毎に「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理プログラム」を策定し、信用リスク管理の高度化を図るとともに、「クレジットポートフォリオ管理方針」にて投融資限度額を定め、これを超過または超過することが見込まれる場合には、取引方針を策定し、取締役会へ報告するなど、厳格に運用しております。加えて、大口与信先の管理態勢としては、「信用リスク管理規程」、「融資権限規程」、「企業審査手続」に従い、貸出金額が一定以上の個社またはグループ先を抽出し、大口与信先の期中業況のチェックを含めた信用格付の見直しを行っているほか、年1回、個社またはグループ先別に今後の取引方針を策定し、取締役会へ報告する態勢を構築しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部により行われ、定期的にと取締役会へ報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部が監査しております。

デリバティブ取引等のカウンターパーティーリスクに関しては、与信企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

() 市場リスクの管理(金利・為替・市場価格の変動リスク)

市場リスクを管理するにあたっては、「市場リスク管理規程」に則り、バリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)及び評価損益増減・実現損益等の指標を用いて管理しており、連結会計年度毎に「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理プログラム」を策定し、市場リスク管理の高度化に継続して取り組むなど、牽制機能を発揮できる管理体制を構築しております。具体的には、市場取引(デリバティブ取引を含む)に関する組織を、取引を執行する部署(フロントオフィス)及び勘定処理や取引の照合等を行う部署(バックオフィス)を市場金融部に、市場取引に関する組織から独立したモニタリング・リスク管理部署(ミドルオフィス)を経営管理部として相互牽制する体制としております。

経営管理部では、半期毎に設定するリスクリミット・損失限度枠等とこれらに対するアラームポイントに対し、日次でモニタリングを行っており、定期的にとリスク量の状況について取締役会へ報告しております。

また、有価証券投資については、「市場ポートフォリオ基本規程」等に基づき、四半期毎に投資方針の策定を行っております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」であります。当行グループではこれらの金融資産及び金融負債についてVaRを算定するに当たって、分散・共分散法（保有期間：10日～6ヶ月、信頼区間：99%、観測期間：1年）を採用しており、リスク特性を十分に勘案し算定しております。

当連結会計年度末における当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で13,183百万円（前連結会計年度末は12,098百万円）となっております。

当行グループでは、モデルにより算定したVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、テスト結果に応じ、使用計測モデルを補強する仕組みを構築しております。ただし、VaRは過去の市場変動をベースに一定の発生確率のもと統計的に算出した市場リスク量を表しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを捕捉できない場合があります。

流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」及び「資金繰り管理規程」等に則り、当行全体の資金管理、円滑な資金繰り遂行、市場環境の監視等を行い、流動性リスクの顕在化の未然防止に努めております。

また、日次でモニタリングを行い、定期的に取り締役会へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	178,688	178,688	-
(2) 買入金銭債権（ 1 ）	2,669	2,669	-
(3) 金銭の信託	20,131	20,131	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	14,479	14,538	59
その他有価証券	329,978	329,978	-
(5) 貸出金	1,510,787		
貸倒引当金（ 1 ）	13,252		
	1,497,535	1,520,892	23,356
資産計	2,043,482	2,066,898	23,415
(1) 預金	1,949,448	1,949,483	35
(2) 譲渡性預金	42,607	42,607	-
(3) 新株予約権付社債	6,996	6,954	41
負債計	1,999,051	1,999,044	6
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(91)	(91)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(91)	(91)	-

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	296,079	296,079	-
(2) 買入金銭債権(1)	2,737	2,737	-
(3) 金銭の信託	16,820	16,820	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,023	20,127	104
その他有価証券	200,895	200,895	-
(5) 貸出金	1,519,057		
貸倒引当金(1)	13,368		
	1,505,689	1,529,363	23,674
資産計	2,042,245	2,066,023	23,778
(1) 預金	1,967,168	1,967,193	25
(2) 譲渡性預金	30,683	30,683	-
(3) 新株予約権付社債	-	-	-
負債計	1,997,852	1,997,877	25
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(155)	(155)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(155)	(155)	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格(公社債店頭売買参考統計値)又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格(公社債店頭売買参考統計値)又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債(自行保証付を含む)については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計(原則として金利満期日まで)を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 新株予約権付社債

当行の発行する新株予約権付社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、通貨関連取引（為替予約）、債券関連取引（債券先物）であり、割引現在価値により算出した価額、取引所の価格によっております。

なお、ヘッジ会計の適用の有無ごとのデリバティブ取引の注記事項については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（4）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式(1)(2)	2,577	2,503
組合出資金(3)	764	1,014
合計	3,341	3,517

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 前連結会計年度における非上場株式の減損処理額は1百万円であります。
当連結会計年度における非上場株式の減損処理額は8百万円であります。
- (3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	152,872	-	-	-	-
有価証券(1)	6,258	27,641	252,730	9,437	8,306
満期保有目的の債券	2,458	4,122	7,112	787	-
うち社債	2,458	4,122	7,112	787	-
その他有価証券のうち満期があるもの	3,800	23,519	245,617	8,650	8,306
うち国債	-	-	235,000	-	-
うち社債	1,109	5,193	115	-	600
その他	2,690	18,325	10,502	8,650	7,706
貸出金(2)	201,710	134,164	179,190	123,949	807,381
合計	360,841	161,805	431,920	133,387	815,688

- (1) 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。
- (2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない118,835百万円、期間の定めのないもの45,555百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	270,499	-	-	-	-
有価証券(1)	7,911	134,428	37,888	3,368	11,126
満期保有目的の債券	1,263	6,868	11,592	300	-
うち社債	1,263	6,868	11,592	300	-
その他有価証券のうち満期があるもの	6,648	127,560	26,295	3,068	11,126
うち国債	-	110,000	-	-	-
うち社債	1,079	5,157	133	-	1,200
その他	5,569	12,403	26,162	3,068	9,926
貸出金(2)	235,279	161,715	130,662	93,374	873,254
合計	513,690	296,144	168,550	96,742	884,381

- (1) 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。
- (2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない121,389百万円、期間の定めのないもの6,829百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金(1)	1,885,433	58,981	5,032	0	-
譲渡性預金	42,607	-	-	-	-
借入金(2)	300	425	-	-	-
新株予約権付社債	6,996	-	-	-	-
合計	1,935,336	59,406	5,032	0	-

(1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

(2) 借入金のうち、期間の定めのないもの1,000百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金(1)	1,909,741	52,740	4,686	0	-
譲渡性預金	30,683	-	-	-	-
借入金(2)	400	325	175	-	-
新株予約権付社債	-	-	-	-	-
合計	1,940,825	53,065	4,861	0	-

(1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

(2) 借入金のうち、期間の定めのないもの1,000百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	- 百万円	- 百万円

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	9,193	9,270	77
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	5,286	5,268	17
合計		14,479	14,538	59

当連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	14,210	14,331	121
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	5,813	5,795	17
合計		20,023	20,127	104

3. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	10,346	7,300	3,045
	債券	1,604	1,602	2
	国債	-	-	-
	社債	1,604	1,602	2
	その他	33,405	32,403	1,001
	小計	45,356	41,306	4,049
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,063	1,232	169
	債券	243,806	244,344	538
	国債	238,394	238,930	536
	社債	5,412	5,414	2
	その他	39,752	41,424	1,672
	小計	284,622	287,002	2,379
合計		329,978	328,308	1,669

当連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,933	5,421	1,511
	債券	7,427	7,404	23
	国債	-	-	-
	社債	7,427	7,404	23
	その他	22,312	21,869	443
	小計	36,673	34,695	1,978
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,924	2,347	423
	債券	111,032	111,113	81
	国債	110,869	110,950	81
	社債	163	163	0
	その他	51,264	54,841	3,577
	小計	164,221	168,302	4,081
合計		200,895	202,997	2,102

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

種類	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)			当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		
	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	204	204	-	-	-	-

前連結会計年度における売却の理由は、私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,240	856	-
債券	473,853	768	1,253
国債	465,786	701	1,249
社債	8,067	66	4
その他	7,196	202	-
合計	482,290	1,828	1,253

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,596	895	-
債券	447,794	551	558
国債	447,794	551	558
社債	-	-	-
その他	8,471	472	-
合計	457,862	1,919	558

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当連結会計年度における減損処理額は、131百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	20,131	131

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	16,820	179

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	1,668
その他有価証券	1,668
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	388
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,279
() 非支配株主持分相当額	0
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,279

当連結会計年度 (2019年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	2,104
その他有価証券	2,104
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	2,104
() 非支配株主持分相当額	0
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,104

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)及び当連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	787	-	0	0
	買建	45	-	0	0
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	611	-	1	1
	買建	59	-	0	0
	合計	-	-	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)及び当連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	141,631	-	92	92
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	92	92

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所における最終の価格によっております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	41,231	-	153	153
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	153	153

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

取引所取引については、大阪取引所における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）及び当連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2018年3月31日）及び当連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）及び当連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）及び当連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）及び当連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）及び当連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行が採用している退職給付制度は、次のとおりであります。

(イ) 確定拠出年金制度 (2013年4月1日以降の退職者に適用)

(ロ) 確定給付年金制度 (2013年3月31日以前の退職者に適用)

(ハ) 退職一時金制度

(注) 連結子会社3社は、退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	12,418	11,664
勤務費用	277	270
利息費用	74	69
数理計算上の差異の発生額	29	44
退職給付の支払額	1,076	820
過去勤務費用の発生額	-	-
その他	-	-
退職給付債務の期末残高	11,664	11,140

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	8,668	8,236
期待運用収益	26	4
数理計算上の差異の発生額	142	48
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	602	576
その他	-	-
年金資産の期末残高	8,236	7,712

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	6,772	6,178
年金資産	8,236	7,712
	1,463	1,534
非積立型制度の退職給付債務	4,891	4,962
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,428	3,428
退職給付に係る負債	4,891	4,962
退職給付に係る資産	1,463	1,534
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,428	3,428

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	277	270
利息費用	74	69
期待運用収益	26	4
数理計算上の差異の費用処理額	365	307
過去勤務費用の費用処理額	-	-
その他	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	40	28

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
過去勤務費用	-	-
数理計算上の差異	193	214
合計	193	214

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
未認識過去勤務費用	-	-
未認識数理計算上の差異	500	286
合計	500	286

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
債券	16%	41%
株式	2%	7%
一般勘定	21%	23%
その他	61%	29%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.60%	0.60%
長期期待運用収益率	0.31%	0.05%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度240百万円、当連結会計年度239百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年 3月31日)	当連結会計年度 (2019年 3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注 2)	7,851百万円	4,407百万円
貸倒引当金	3,618	4,090
その他有価証券評価差額金	693	1,210
退職給付に係る負債	1,044	1,043
有価証券償却	882	691
固定資産の減損損失	365	343
賞与引当金	316	298
減価償却費	331	293
睡眠預金払戻損失引当金	199	175
資産除去債務	81	87
未払事業税	81	65
その他	430	372
繰延税金資産小計	15,895	13,081
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注 2)	-	3,945
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	3,918
評価性引当額小計 (注 1)	10,288	7,864
繰延税金資産合計	5,606	5,216
繰延税金負債		
返還株式の評価益相当額	768	768
その他有価証券評価差額金	1,082	532
退職給付信託設定益	222	222
その他	21	22
繰延税金負債合計	2,095	1,545
繰延税金資産の純額	3,511百万円	3,670百万円

(注 1) 当連結会計年度において、繰延税金資産から控除された額 (評価性引当額) が2,424百万円減少しております。そのうち、繰越欠損金の繰越期限切れ等による減少額は3,263百万円であります。

(注 2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度 (2019年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (1)	1,298	413	13	2,407	224	49	4,407
評価性引当額	1,298	341	13	2,179	62	49	3,945
繰延税金資産	-	72	-	227	162	-	(2) 462

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	- %	30.4%
評価性引当額の増減	-	11.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	4.6
住民税均等割額	-	2.8
土地再評価差額金	-	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	1.7
その他	-	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	47.6%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約により建物を使用する一部の店舗及び事務所について、退去時に原状回復に係る義務を有していること、また、所有する一部の建物に使用されているアスベストについて除去義務を有していることにより資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を6ヶ月から39年と見積もり、割引率は0.000%から2.379%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	231百万円	266百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	32百万円	17百万円
時の経過による調整額	2百万円	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	- 百万円	2百万円
その他増減額(は減少)	- 百万円	- 百万円
期末残高	266百万円	285百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に行う対象となっているものです。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は主に預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っており、「リース業」は、主に機械・器具備品等のリース取引を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	34,947	9,025	43,972	884	44,856	-	44,856
セグメント間の内部経常収益	457	352	809	11	820	820	-
計	35,404	9,377	44,782	895	45,677	820	44,856
セグメント利益	3,962	378	4,340	191	4,531	468	4,063
セグメント資産	2,118,788	25,369	2,144,158	10,233	2,154,392	30,597	2,123,795
その他の項目							
減価償却費	1,987	86	2,073	9	2,082	35	2,118
資金運用収益	27,072	5	27,077	94	27,172	411	26,760
資金調達費用	719	65	785	12	798	65	732
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,660	103	1,764	9	1,773	-	1,773

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務等であります。

3. 調整額の主なものは次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 468百万円には、セグメント間取引消去 473百万円及び貸倒引当金調整額5百万円が含まれております。

(2) セグメント資産及びその他の項目の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	31,890	9,371	41,262	849	42,111	-	42,111
セグメント間の内部 経常収益	321	306	627	78	706	706	-
計	32,211	9,678	41,889	928	42,817	706	42,111
セグメント利益	1,234	388	1,622	215	1,837	314	1,523
セグメント資産	2,112,634	26,466	2,139,101	11,261	2,150,362	34,615	2,115,746
その他の項目							
減価償却費	1,812	71	1,883	21	1,904	37	1,941
資金運用収益	23,073	3	23,076	91	23,168	95	23,073
資金調達費用	592	63	656	7	664	71	592
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,422	158	1,581	75	1,657	-	1,657

（注）1．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、債権回収業務等であります。

3．調整額の主なものは次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 314百万円には、セグメント間取引消去 314百万円及び貸倒引当金調整額 0百万円が含まれております。

(2) セグメント資産及びその他の項目の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

4．セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等 業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	20,258	8,207	6,245	9,025	1,119	44,856

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役員取引等 業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	19,789	5,074	6,361	9,371	1,513	42,111

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	248	-	248	-	248

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	20	-	20	-	20

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当期償却額	45	-	45	-	45
当期末残高	91	-	91	-	91

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当期償却額	45	-	45	-	45
当期末残高	45	-	45	-	45

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び
当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び
当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び
当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	4,120円58銭	3,896円49銭
1株当たり当期純利益	130円48銭	25円79銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	78円82銭	21円25銭

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、前連結会計年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し算定しております。
2. 株式給付信託(BBT)制度に係る信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当行株式は、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数並びに期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度において486千株、当連結会計年度において417千株、期中平均株式数は、前連結会計年度において486千株、当連結会計年度において430千株であります。
3. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	92,812	89,171
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	20,653	20,676
うち優先株式の払込金額	百万円	20,000	20,000
うち優先配当額	百万円	107	108
うち非支配株主持分	百万円	546	568
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	72,158	68,494
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	17,511	17,578

(2) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

		前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	2,500	670
普通株主に帰属しない金額	百万円	215	217
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	107	108
うち中間優先配当額	百万円	107	108
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	2,285	453
普通株式の期中平均株式数	千株	17,513	17,567
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	215	217
うち優先配当額	百万円	215	217
普通株式増加数	千株	14,215	13,968
うち優先株式	千株	10,844	11,436
うち新株予約権付社債	千株	3,371	2,532
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率	担保	償還期限
当行	120%コールオプション条項付 第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債(劣後特約付)	2013年 12月19日	6,996	-	-	なし	2019年 1月31日
合計	-	-	6,996	-	-	-	-

(注) 新株予約権付社債は、2019年1月31日に全額満期償還されております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	1,725	1,900	-	-
借入金	1,725	1,900	0.41	2020年2月～ 2023年12月
1年以内に返済予定のリース債務	643	570	-	-
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,223	984	-	2020年4月～ 2026年4月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

なお、借入金のうち1,000百万円は、期間の定めがありません。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	400	225	100	100	75
リース債務(百万円)	570	434	296	149	73

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	10,129	20,965	30,512	42,111
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	780	2,002	530	1,362
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(百万円)	528	1,632	257	670
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	30.15	86.82	8.50	25.79

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(は 1株当たり四半期純損失)(円)	30.15	56.67	78.32	17.29

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
現金預け金	178,685	296,077
現金	25,815	25,578
預け金	152,870	270,498
金銭の信託	20,131	16,820
有価証券	1, 7, 11 353,683	1, 7, 11 230,824
国債	238,394	110,869
社債	21,496	27,614
株式	19,879	17,758
その他の証券	73,912	74,582
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8, 12 1,526,974	2, 3, 4, 5, 6, 8, 12 1,537,721
割引手形	2,613	2,228
手形貸付	39,484	39,361
証書貸付	1,328,437	1,336,904
当座貸越	156,439	159,226
外国為替	1,483	1,187
外国他店預け	1,483	1,187
その他資産	16,786	11,319
前払費用	223	232
未収収益	1,481	1,322
先物取引差金勘定	170	159
金融派生商品	0	0
その他の資産	7 14,910	7 9,604
有形固定資産	9 15,487	9 14,975
建物	5,935	5,884
土地	7,233	7,100
建設仮勘定	4	162
その他の有形固定資産	2,313	1,827
無形固定資産	2,162	2,090
ソフトウェア	1,774	1,864
その他の無形固定資産	387	226
前払年金費用	1,033	1,289
繰延税金資産	3,236	3,377
支払承諾見返	10,829	8,869
貸倒引当金	11,706	11,919
資産の部合計	2,118,788	2,112,634

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
預金	7,195,130	7,197,717
当座預金	48,233	48,278
普通預金	1,005,991	1,059,871
貯蓄預金	54,473	55,085
通知預金	8,191	7,255
定期預金	824,088	789,202
その他の預金	12,151	12,022
譲渡性預金	46,607	34,683
外国為替	1	6
売渡外国為替	-	1
未払外国為替	1	5
新株予約権付社債	10,699	-
その他負債	3,999	3,856
未決済為替借	2	20
未払法人税等	382	250
未払費用	860	755
前受収益	827	938
金融派生商品	92	155
リース債務	119	87
資産除去債務	247	260
その他の負債	1,465	1,388
賞与引当金	1,013	947
退職給付引当金	4,955	4,996
役員株式給付引当金	508	412
睡眠預金払戻損失引当金	654	576
偶発損失引当金	187	210
再評価に係る繰延税金負債	436	435
支払承諾	10,829	8,869
負債の部合計	2,029,318	2,026,714

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部		
資本金	36,986	36,986
資本剰余金	31,589	31,589
資本準備金	21,986	21,986
その他資本剰余金	9,603	9,603
利益剰余金	20,920	20,604
利益準備金	1,456	1,644
その他利益剰余金	19,463	18,959
繰越利益剰余金	19,463	18,959
自己株式	1,426	1,290
株主資本合計	88,069	87,889
その他有価証券評価差額金	1,279	2,105
土地再評価差額金	121	135
評価・換算差額等合計	1,400	1,969
純資産の部合計	89,469	85,919
負債及び純資産の部合計	2,118,788	2,112,634

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
経常収益	35,404	32,211
資金運用収益	27,072	23,254
貸出金利息	20,220	19,756
有価証券利息配当金	6,729	3,369
コールローン利息	0	0
預け金利息	122	122
その他の受入利息	0	6
役務取引等収益	5,486	5,640
受入為替手数料	1,554	1,639
その他の役務収益	3,932	4,001
その他業務収益	987	1,556
外国為替売買益	9	3
商品有価証券売買益	0	0
国債等債券売却益	770	551
その他の業務収益	207	1,000
その他経常収益	1,858	1,759
償却債権取立益	26	21
株式等売却益	1,057	1,368
金銭の信託運用益	145	-
その他の経常収益	629	369
経常費用	31,442	30,976
資金調達費用	719	587
預金利息	693	566
譲渡性預金利息	14	10
コールマネー利息	0	0
債券貸借取引支払利息	7	7
借用金利息	0	0
その他の支払利息	4	3
役務取引等費用	3,280	3,392
支払為替手数料	333	328
その他の役務費用	2,947	3,063
その他業務費用	4,186	3,072
国債等債券売却損	1,253	558
国債等債券償還損	1,706	346
金融派生商品費用	1,176	2,124
その他の業務費用	49	42
営業経費	22,372	21,960
その他経常費用	883	1,964
貸倒引当金繰入額	353	1,209
貸出金償却	5	2
株式等償却	1	139
金銭の信託運用損	-	131
その他の経常費用	523	480
経常利益	3,962	1,234

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
特別利益	1	-
固定資産処分益	1	-
特別損失	336	160
固定資産処分損	87	139
減損損失	248	20
税引前当期純利益	3,627	1,074
法人税、住民税及び事業税	561	193
法人税等調整額	446	246
法人税等合計	1,008	440
当期純利益	2,619	634

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,268	17,984	19,252
当期変動額							
剰余金の配当						941	941
利益準備金の積立					188	188	-
当期純利益						2,619	2,619
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
土地再評価差額金の取崩						10	10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	0	0	188	1,479	1,667
当期末残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,456	19,463	20,920

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,462	86,366	1,886	110	1,997	88,363
当期変動額						
剰余金の配当		941				941
利益準備金の積立		-				-
当期純利益		2,619				2,619
自己株式の取得	6	6				6
自己株式の処分	42	42				42
土地再評価差額金の取崩		10		10	10	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			607		607	607
当期変動額合計	35	1,702	607	10	596	1,106
当期末残高	1,426	88,069	1,279	121	1,400	89,469

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,456	19,463	20,920
当期変動額							
剰余金の配当						936	936
利益準備金の積立					187	187	-
当期純利益						634	634
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			-
土地再評価差額金の取崩						14	14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	0	0	187	503	316
当期末残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,644	18,959	20,604

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,426	88,069	1,279	121	1,400	89,469
当期変動額						
剰余金の配当		936				936
利益準備金の積立		-				-
当期純利益		634				634
自己株式の取得	4	4				4
自己株式の処分	140	140				140
土地再評価差額金の取崩		14		14	14	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3,384		3,384	3,384
当期変動額合計	136	179	3,384	14	3,370	3,550
当期末残高	1,290	87,889	2,105	135	1,969	85,919

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 2年～50年

その他 : 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年～8年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2010年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しては行っておりましたが、2011年事業年度から直接減額を行っておりません。当事業年度末における2010年事業年度までの当該直接減額した額の残高は1,180百万円（前事業年度末は1,297百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への当行株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り必要と認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成30年2月16日）に基づき、原則として繰延ヘッジを適用しております。

なお、当事業年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はありません。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(3) 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

（追加情報）

（取締役及び執行役員に対する株式給付信託（BBT）に係る取引）

当行は、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前事業年度985百万円、486千株、当事業年度845百万円、417千株であります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式	5,897百万円	6,402百万円
出資金	58百万円	96百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
破綻先債権額	1,782百万円	1,212百万円
延滞債権額	17,075百万円	20,217百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貸出条件緩和債権額	905百万円	772百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
合計額	19,762百万円	22,202百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
	2,613百万円	2,228百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	30,237百万円	30,237百万円
その他の資産	31百万円	31百万円
計	30,268百万円	30,268百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,167百万円	1,304百万円
----	----------	----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
有価証券	2,000百万円	2,000百万円
その他の資産	7,500百万円	7,000百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
保証金	298百万円	301百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
融資未実行残高	288,560百万円	345,687百万円
うち原契約期間が1年以内のもの(又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの)	277,256百万円	335,348百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
圧縮記帳額	2,472百万円	2,472百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

10. 新株予約権付社債は劣後特約付新株予約権付社債であります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
劣後特約付新株予約権付社債	6,996百万円	- 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
	14,479百万円	20,023百万円

12. 取締役及び取締役監査等委員との間の取引による取締役及び取締役監査等委員に対する金銭債権総額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
	5百万円	5百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式6,402百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式5,897百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	7,851百万円	4,344百万円
貸倒引当金	3,158	3,693
その他有価証券評価差額金	693	1,210
退職給付引当金	1,194	1,128
有価証券償却	882	691
固定資産の減損損失	365	343
減価償却費	326	290
賞与引当金	308	288
睡眠預金払戻損失引当金	199	175
資産除去債務	75	79
未払事業税	70	58
その他	445	375
繰延税金資産小計	15,570	12,680
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	-	3,882
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	3,881
評価性引当額小計	10,244	7,763
繰延税金資産合計	5,326	4,917
繰延税金負債		
退職給付信託返還資産評価益	768	768
その他有価証券評価差額金	1,082	531
退職給付信託設定益	222	222
その他	17	17
繰延税金負債合計	2,090	1,539
繰延税金資産の純額	3,236百万円	3,377百万円

(注) 当事業年度において、繰越欠損金の繰越期限切れ等により繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)が3,282百万円減少しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.4%
(調整)		
評価性引当額の増減	2.2	14.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5	5.8
住民税均等割額	1.0	3.2
土地再評価差額金	0.2	0.3
連結納税適用による影響	0.4	2.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4	8.2
その他	0.4	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.7%	40.9%

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	16,794	351	342 (7)	16,802	10,917	365	5,884
土地	7,233	30	163 (3)	7,100	-	-	7,100
	<450>		< 14>	<465>			
建設仮勘定	4	427	268	162	-	-	162
その他の有形固定資産	9,637	457	387 (9)	9,706	7,879	665	1,827
	<107>		<1>	<106>			
有形固定資産計	33,669	1,265	1,162 (20)	33,772	18,797	1,031	14,975
	<558>		< 13>	<571>			
無形固定資産							
ソフトウェア	8,948	877	352	9,473	7,608	761	1,864
その他の無形固定資産	706	605	835	476	250	19	226
無形固定資産計	9,654	1,483	1,188	9,950	7,859	780	2,090

(注) 1. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

2. 「当期首残高」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄の< >内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。なお、「当期減少額」は土地の売却及び減損損失の計上によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	11,706	11,919	996	10,710	11,919
一般貸倒引当金	5,112	5,059	-	5,112	5,059
個別貸倒引当金	6,594	6,860	996	5,598	6,860
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
賞与引当金	1,013	947	1,013	-	947
睡眠預金払戻損失引当金	654	576	389	264	576
偶発損失引当金	187	210	-	187	210
役員株式給付引当金	508	72	165	3	412
計	14,070	13,726	2,564	11,165	14,066

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

- 一般貸倒引当金 洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金 洗替による取崩額
- 睡眠預金払戻損失引当金 洗替による取崩額
- 偶発損失引当金 洗替による取崩額
- 役員株式給付引当金 給付による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	382	525	657	-	250
未払法人税等	117	61	119	-	59
未払事業税	264	463	537	-	191

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、青森県青森市において発行する東奥日報および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 なお、電子公告は当行のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.michinokubank.co.jp/
株主に対する特典	カタログギフト

(注) 1. 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月9日 法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱は、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|-----------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第46期）（自2017年4月1日 至2018年3月31日） | 2018年6月27日 関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書
事業年度（第46期）（自2017年4月1日 至2018年3月31日） | 2018年6月27日 関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書及び確認書
第47期第1四半期（自2018年4月1日 至2018年6月30日） | 2018年8月8日 関東財務局長に提出 |
| 第47期第2四半期（自2018年7月1日 至2018年9月30日） | 2018年11月22日 関東財務局長に提出 |
| 第47期第3四半期（自2018年10月1日 至2018年12月31日） | 2019年2月8日 関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
による（株主総会における議決権行使の結果の開示に伴う提出） | 2018年7月2日 関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月21日

株式会社 みちのく銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社みちのく銀行の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社みちのく銀行が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

株式会社 みちのく銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。